

康德十年四月

國際調查彙報

第二十二輯

◎交易常回機能

林林

滿洲中央銀行調查課

⑤

m2

## 凡 例

一、本彙報は執務の参考に供する目的をもつて國際金融經濟事情に關する調査資料を輯録せるものである。

二、本彙報は便宜上號を逐ふて印刷に附するも調査内容に依り別冊とすることもあり又取扱方を表示することもある。取扱方を表示する場合には其利用、保管又は處分等につき十分に注意せられたい。

三、本彙報に輯録する調査資料には各其文末に擔當者名を記し調査責任を明かにする。

康德十年四月

滿洲中央銀行調査課



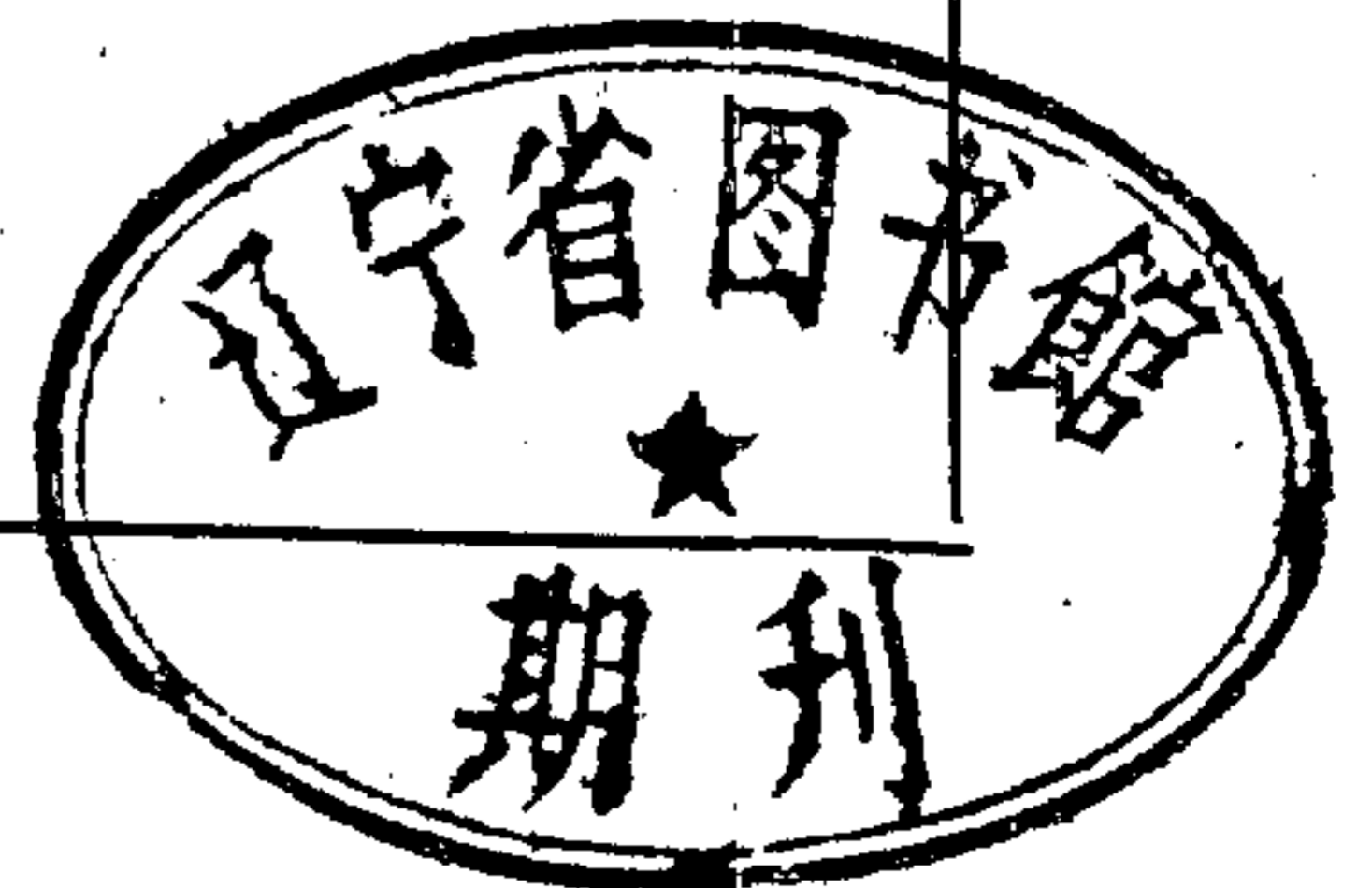
m3

康德十年四月

# 國際調查彙報

第二十二輯

滿洲中央銀行調查課



mf

m5

# 國際調查彙報 (第二十二輯) 目次

交易營團の機能……………一

大東亞戰爭勃發前後一ヶ年間に於ける世界經濟及び金融情勢 (五)……………四三

大東亞戰爭迄の上海經濟界……………一三三

目次

mb

# 交易營團の機能

## 目次

交易營團の構想

交易營團の輪廓

交易營團の機能

爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法

戦時下待望の「交易營團」も第八十一議會を無事通過し彌々近く業務を開始することになつたが、日本を中心とする大東亞共榮圏の交易の一切の責任を擔ふ上にも且つは又目下問題の中心をなつてゐる超重點産業の生産増強に必要な物資の交易に全力を傾注する上からも之が運営の如何は重大な結果を招來するであらうことは必定である。そこでかゝる重大な責務を課せられた營團が出現するまで一般に理想として考へられた企業形態の構想もいふべきものは大體次の如くであつた。

## 目的

- 一、政府の物動計畫に即應し交易部面の計畫を樹立し、その運営實施に對し權限と責任とを有す。
- 二、日本を中心とする大東亞共榮圏の交易計畫を一元的に實施し、ブール計算により交流物資の價格並に損益を

総合的に調整す。

組 織

一、從來の貿易統制會は之を解消し、重要物資管理營團の事業中交易に關する條項を委讓せしめ、輸出入調整機關は原則的にその内部組織として吸収し、新機關をして輸出入に關する事項を一元的に行はしむ。

二、現存の輸出調整機關は先づ整備統合をなし漸次新機關に吸収せらるべき態形を整ふべきものとす。

三、新機關に軍官民より成る強力なる委員會を設置す。

四、新機關の組織は簡明なるものとしその幹部及業務擔當者はひろく經驗者を以て之に充つ。

活・動 地 域

一、圈内各地域間の交易並に圏内各地域と圏外盟邦並に友邦との交易にも及ぶ。

二、軍政地域は當分之を除く。

運 營

一、新機關は適格業者を指定し、凡ての交易業務を委任代行せしむ。

二、内地機關と呼應して速かに現地に於ける交易並に蒐荷配給機關を整備し之が活潑なる活動を促すべきものとす。

而して前記の理想は大體今回の交易營團法（昭和十八年三月六日公布）に盛られ近く陽の目を見ることになつた



のである。

そこで先づ順序として一應、新營團の輪廓について議會に於ける政府の説明の概要を左に掲げることとする。

「大東亞圈内に於ける物資の交流は日本を中心として戦力の増強及國內に於ける民生の安定を圖ることを目的としてその計畫實施に當るこいふ責任を交易營團が負ふのであつて全營團の相手とする地域及之が取扱物資については出来る丈その地域も廣く取扱物資も全面的であるべきだが唯地域的にも南方地域は目下軍政施行中なので當面それらの地域は除かれる。

又取扱物資も現在專賣物資として取扱つてゐる塩、煙草等或は特別會計により取扱はれてゐる米、麥、木炭等は取扱範圍外に置かれる。

次に交易營團と現地機構との關係については計畫貿易を的確に實施するためには現地に於ける夫々の交易機構が整備されなければならぬが、それを如何に整備するかについては夫々の地域の特殊事情に應じて整備してゆく。

現存の調整機關と交易營團との關係は營團により強力に一元的に統制運営していくためには成可く、調整機關を交易營團に吸収結合することが望ましい唯現在直ちに吸収することが能率的であるか否うかは充分考へなければならぬが、理想として將來調整機關を吸収する方針である。

又交易營團設立後の貿易業者については之を全面的に活用し營團自らが輸出入を司るこいふことは避けた

い」。

右によつて取引取引の結果を集中一元化せんとする當局の意圖は大凡理解出来る。

そこで本營團の機能に就いて問題となるのは差當り本營團の關係地域、取扱物資、價格調整の三點に歸するが、關係地域については政府側の説明にも明かな如く目下軍政下の占領地域は除外するといふのであるから、滿洲支那、佛印、泰、それに獨伊が含まれる譯であるが、とすれば取引の中心は當然圓域、別して、對支取引に置かれるものと考へなければならず、この場合現地物資（特に農産物の如き）の買付價格等の問題になる。一朝一夕には片附かぬ困難な事情も考慮しなければならぬ。即ち現地の實情に即した適正價格をもつて集荷するといふことは、一應首肯出来るとしても實際にはこの程左様に簡單にいかぬことも豫想されるのである。ともあれ當面對支取引が一大眼目であるとするれば近年著しく出超となつてゐる丈に煩雜な對支取引の矛盾は本營團の今後の運營如何に關はることは云へさう簡單には解決されないであらう。

次は本營團の取扱物資であるがこれは勿論重要輸出入物資の範圍に限られるのであつて（交易營團法第一條第二項）去る三月三十日の閣議に於て決定されたる勅令案要綱によれば

- 一、輸出入品等臨時措置法、貿易統制令又は關東州貿易統制令により指定されたる物品
- 二、臨時肥料配給統制法の規定による肥料
- 三、飼料配給統制法の規定による飼料

四、日本肥料株式會社法の規定による肥料

五、食糧管理法に規定する主要食糧、但米穀、大麥、裸麥及小麥を除く

六、その他交易調整に當る業者の取扱ふ物資

指定されて居り交易營團法に謂ふ重要物資とは此くの如きものを云ふのであつて一般に重要物資と目される塩、煙草の如き專賣物資、米、麥、木炭の如き特別會計の定めある物資は前記政府側の説明の如く指定から除外される。

最後に本營團による價格調整であるが、この問題こそは本營團の最も重要な業務の一つであつて、今後の交易計畫の圓滑なる運営は一つに本營團による價格調整の如何に懸つてゐるといふも過言ではなく、これに關聯して四月一日、「爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法」の施行を見るに至つたが、右特別會計設立の理由については賀屋藏相の議會に於ける説明（二月二日）によれば「全資金は交易營團によつて處理するのであります、特別會計に於ては資金の處理は致さないのであります、只今の交易營團の取扱ひます交易は戰爭の要請に基きまして共榮圏内の各國家地域の物資の交流であります。それが戰時現象としまして特異の價格差を生じます場合にその價格差が利益でありました場合は、之は私人に歸屬すべき性質のものではないのであります、國家に歸屬すべき性質であります。又損失を生じました場合は私人の負擔すべきものにあらずして國家の負擔すべきものであります、謂はばその差損差益は國家に納むる税であり國から與へる補助金の如き性質を有して居るものであ

ります、(中略)特別會計を申し乍ら役人が居ります譯でもなく事務所があります譯でもありません。前に申上げたやうな性質を有する國家的の金でありますが故に、その收支計算を明瞭に致しまする理由で設立致したのであります。』(昭和十八年二月二日衆議院速記録)とある通り一般に考へられる特別會計とは趣を異にし、又全法第二條に於いては「本會計に於ては價格差益納付金、爲替差益納付金、寄附金、一般會計よりの受入金、借入金及附屬雜收入を以て其歳入とし價格差損補償金、爲替差損補償金、借入金の償還金及利息、一時借入金、利子、事務取扱費其他の諸費を以て其の歳出とす」とその歳入歳出を明かにしてゐる。

更に全法第十一條及第十二條に基く交易關係者、第十一條の交易上生ずる格價差益及第十三條の爲替差益に關する細目については去る三月三十日の閣議に於て決定したる勅令案要綱によれば左の如くである。

交易關係者

一、輸出品等臨時措置法、貿易統制令又は關東州貿易統制令の規定により制限される輸出又は輸入の協定に關する業務を行ふもの

一、臨時肥料配給統制法により肥料の配給統制上必要なる事業を行ふべきことを命ぜられたるもの

一、日本肥料株式會社、中央食糧營團、その他交易の調整に關する業務を行ふもの

價格差益

輸出については次の(一)(二)(三)(六)の金額と(七)との合計、輸入については(四)(五)(六)(七)との合計

を價格差益とす。

- 一、輸出價格が買受價格、手数料並に費用の合計を超過する金額
- 二、委託輸出價格が買受價格、手数料、費用の合計を超過する金額
- 三、輸出者に對する販賣價格が買受價格、手数料、費用の合計を超過する金額
- 四、輸入に際し販賣價格が輸入價格、手数料、輸入及販賣費用の合計を超過する金額
- 五、輸入委託に際し販賣價格が委託輸入價格、手数料、費用の合計を超過する金額
- 六、その他大藏大臣の指定する交易上取得する差益
- 七、以上の金額を取得した日から政府に納付すべき日の前日までの金利相當額

爲替差益

爲替差益は次の(一)(二)の合計額又は(三)の金額とす

- 一、價格差調整のため外國爲替の賣買を行つたものの受領邦貨額又は受領價額の邦貨換算額が支拂外貨額の邦貨換算額又は支拂邦貨額を超過する金額
- 二、右金額の金利相當額
- 三、その他大藏大臣の指定する外國爲替販賣差益

要するに本營團による價格調整に關しては具體的には如何なる委員會を設けて標準價格の立案乃至政治的價格の決定をなさしめんとするか未だ詳ではなく、國內に於ける價格操作は兎も角として現地に於ける價格操作の容易でないことも凡そ推察されるにしても、計畫交易完遂の任務を擔ふ交易營團としては今後積極的に價格形成を含めた價格調整機能を十二分に發揮するのぞなければ本營團設立の根本的理由にさへ背馳することになるのではなからうか。

ともあれ既に去る四月十五日には交易營團設立委員會が設立され委員の任命と共に彌々本格的準備に着手したと聞く、交易計畫の一元的運営についても期して俟つべきものが多々あるであらう。

(康徳十年五月 六笠 武生)

附 録

交易營團法

交易營團法施行令

交易營團定款

爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法

# 交易營團法

## 第一章 總 則

第一條 交易營團ハ戰時ニ際シ國家經濟總力ノ增強ヲ圖ル爲交易ノ統制運營ヲ爲スト共ニ重要物資ノ貯藏ヲ確保及增強シ並ニ貯藏重要物資ノ利用ヲ有效且適切ナラシムルコトヲ目的トス

交易營團ハ法人トス

本法ノ重要物資ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 交易營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

交易營團ハ政府ノ許可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 交易營團ノ資本金ハ三億圓トシ之ヲ三百萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四條 交易營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

前項ノ出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 政府ハ二億五千萬圓交易營團ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

政府ノ引受ケタル出資ノ出資拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第六條 交易營團ハ定款ヲ以テ出資者ノ資格ヲ制限スルコトヲ得

第七條 交易營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ交易營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 出資者ハ交易營團ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第九條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ交易營團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出

資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ交易營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ處分スルコトヲ得

交易營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從

前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス

持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル場合ニ於テハ交易營團ハ從前ノ出資者ニ對シ不足額ノ辨

濟ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ハ交易營團ガ損害賠償及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ



出資者が第一項ノ期間内ニ拂込テ爲サザルトキハ交易營團ハ其ノ出資者ニ對シ二週間以内ニ出資證券ヲ交易營團ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其ノ效力ヲ失フ

全項ノ場合ニ於テハ交易營團ハ遲滯ナク失效シタル出資證券ノ番號並ニ其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第十條 交易營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項

五 役員ニ關スル事項

六 業務及其執行ニ關スル事項

七 會計ニ關スル事項

八 公告ノ方法

定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十一條 交易營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十二條 交易營團ニハ營業稅ヲ課セス

第十三條 交易營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定

ム

第十四條 交易營團ニ非ザル者ハ交易營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 民法第四十四條、第五十條第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ交

易營團ニ之ヲ準用ス

## 第二章 職 員

第十六條 交易營團ニ役員トシテ總裁一人、副總裁二人、理事五人以上、監事三人以上及評議員若干人ヲ置ク

總裁ハ交易營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ交易營團ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シテ交易營團ノ業務ヲ掌理シ總裁事故アルトキハ

其ノ總務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ交易營團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ交易營團ノ業務ヲ掌理シ總裁及副總裁

共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ交易營團ノ業務ヲ監査ス

評議員ハ交易營團ノ業務ニ關スル重要事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ又ハ總裁ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 總裁、副總裁、理事、監事評議員ハ政府之ヲ命ズ

總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十八條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ス但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 交易營團ノ役員其ノ他ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

### 第三章 業 務

第二十一條 交易營團ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 物資ノ輸出及輸入並ニ之ニ伴フ當該物資ノ買入及賣渡
- 二 重要物資ノ保有、買入及賣渡
- 三 前二號ノ業務ニ附帶スル業務

交易營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ業務ノ外交易營團ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第一項第一號ノ輸出及輸入ノ業務ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

交易營團ハ第一項第一號及第二號ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フベシ

第二十二條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ契約ニ依リ法人其ノ他ノ團體ヲシテ前條第一項ノ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前條第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ法人其ノ他ノ團體ガ同條第一項ノ業務ヲ取扱フ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依リ同項ノ法人其ノ他ノ團體ガ同項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ同項ノ法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人ニシテ同項ノ業務ニ従事スルモノハ之ヲ交易營團ノ當該業務ニ従事スル職員ト看做ス

第二十三條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ヲシテ交易營團ノ所有スル重要物資ノ保管ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ保管ニ要シタル費用ハ交易營團ノ負擔トス

第二十四條 交易營團必要アリト認ムルトキハ輸出若ハ輸入ヲ業トスル者又ハ業務ニ關シ重要物資ヲ所有若ハ保管スル者ニ對シ其ノ輸出若ハ輸入ノ狀況又ハ所有若ハ保管ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

交易營團必要アリト認ムルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ職員ヲシテ前項ニ掲グル者ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

交易營團前項ノ規定ニ依リ職員ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依ル認可アリタルコトヲ證スル書面及其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

#### 第四章 會計

第二十五條 交易營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十六條 交易營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

#### 第五章 監督及補助

第二十七條 交易營團ハ政府之ヲ監督ス

第二十八條 交易營團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十九條 交易營團借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十條 交易營團剩餘金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十一條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ剩餘金中ヨリ準備金ノ積立ヲ爲スベシ

第三十二條 交易營團ノ毎事業年度ニ於ケル配當スベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百

分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額及第二十一條第一項第二號ノ業務ノ爲借入レタル借入金ノ利息ニシテ當該事業年度ニ於テ支拂ヒタル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

每事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

前條ノ準備金中損失ノ填補又ハ配當準備ノ爲積立テタル金額ハ後事業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ剩餘金ト看做ス

第三十三條 交易營團ハ每事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額（前條第二項ノ規定ニ依リ償還ニ充ツベキ金額アルトキハ之ヲ控除シタル殘額トス以下同ジ）ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過セザルトキハ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

交易營團ハ每事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザル場合ニ於テ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ政府ニ配當スベシ

第三十四條 交易營團ガ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ受クル補給金ハ法人税法ニ依ル所得及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セス

第三十五條 政府ハ交易營團ニ對シ第二十一條第一項第一號ノ輸出及輸入ニ伴フ價格差損ヲ補償スル爲價格差損補償金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ價格差損補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ價格差損ヲ決定スル基準ハ政府之ヲ定ム

第三十六條 政府ハ交易營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ對シ報告ヲ爲サシメ検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 政府ハ交易營團ノ役員ノ行爲が法令、定款又ハ政府ノ命令ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他交易營團ノ業務運營上役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

## 第六章 罰 則

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ當該スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 正當ノ事由ナクシテ第二十三條第一項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲サザル者
- 二 第二十四條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 三 第二十四條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十九條 人又ハ法人ノ代理人、巨主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ人又ハ法人ノ業務ニ關シ前條第一號又ハ第二號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ人又ハ法人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十條 第三十八條第一號及第二號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條 左ノ場合ニ於テハ交易營團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ政府ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第二十一條第四項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計畫ニ依ラズシテ業務ヲ行ヒタルトキ

四 政府ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第四十二條 第二十二條第一項ノ規定ニ依リ交易營團ノ業務ノ一部ヲ取扱フ法人其ノ他ノ團體同條第二項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計畫ニ依ラズシテ業務ヲ取扱ヒタルトキハ當該法人其ノ他ノ團體ノ役員ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十三條 左ノ場合ニ於テハ交易營團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス



- 一 第九條第六項ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
- 二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
- 三 第二十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ又ハ其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第四十四條 第十四條ノ規定ニ違反シ交易營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

### ▲附 則

第四十五條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 重要物資管理營團法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前從前ノ罰則ノ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第四十七條 政府ハ設立委員ヲ命ジ交易營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十八條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十九條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク二億五千萬圓ノ出資ノ引受テ政府ニ稟請シ且總出資ヨリ重要物資管理營團ノ出資ニ引當ジベキ出資及政府ニ割當ツベキ出資ヲ控除シタル殘餘ノ出資ニ付出资者ヲ

募集スベシ

第五十條 設立委員ハ前條ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ政府ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク重要物資管理營團ノ出資ニ引當ツベキ出資以外ノ出資ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第五十一條 前條第二項ノ拂込完了シタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ交易營團總裁ニ引繼グベシ

總裁前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

交易營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十二條 交易營團ノ成立ニ依リ重要物資管理營團ハ之ニ吸收セラルルモノトシ重要物資管理營團ノ權利義務ハ交易營團ニ於テ之ヲ承繼ス

第五十三條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外交易營團ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條 登録税法中左ノ通改正ス第十九條第七號中「重要物資管理營團」ヲ「交易營團」ニ「重要物資管理營團法」ヲ「交易營團法」ニ改ム

第五十五條 印紙税法中左ノ通改正ス第五條第六號ノ六ヲ左ノ如ク改ム

六ノ六 交易營團ノ發スル出資證券

# 交易營團法施行令

## 第一章 出資證券

第一條 交易營團ノ出資證券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ總裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 交易營團ノ名稱

二 交易營團成立ノ年月日

三 資本金額

四 出資一口ノ金額

五 出資一口ニ付拂込ミタル金額

第二回以後ノ出資拂込ヲ爲サシメタルトキハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ出資證券ニ記載スルコトヲ要ス

第二條 出資證券ハ記名式トス

第三條 出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ交易營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四條 出資者ノ持分ヲ以テ質權ノ目的ト爲スニハ出資證券ヲ交付スルコトヲ要ス

質權者ハ繼續シテ出資證券ヲ占有スルニ非ザレバ其ノ質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五條 交易營團法第九條第一項ノ規定ニ依ル出資者ノ持分ノ處分アリタルトキハ其ノ持分ヲ目的トスル質權ハ從前ノ出資者ガ同條第二項ノ規定ニ依リテ拂戻ヲ受クベキ金錢ノ上ニ存在ス

第六條 出資者ノ持分ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ交易營團ガ質權設定者ノ請求ニ依リ質權者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載シタルトキハ質權者ハ交易營團ヨリ剩餘金ノ配當又ハ前條ノ金錢ノ支拂ヲ受ケ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ニ充ツルコトヲ得

民法第三百六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 交易營團ハ主タル事務所ニ出資者原簿ヲ備置クコトヲ要ス

出資者原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 出資者氏名及住所
  - 二 各出資者ノ出資口數及出資證券ノ番號
  - 三 出資各口ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
  - 四 各出資證券ノ取得ノ年月日
- 交易營團ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ出資者原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第八條 出資者ニ對スル通知又ハ催告ハ出資者原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ交易營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ出資申込人、出資引受人又ハ従前ノ出資者ニ對スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

## 第二章 登記

第九條 交易營團ノ設立ノ登記ハ總裁ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 資本金額
- 五 出資一口ノ金額
- 六 出資一口ニ付拂込ミタル金額

七 總裁副總裁理事及監事ノ氏名及住所

八 副總裁又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限

九 公告ノ方法

交易營團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第十條 交易營團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス  
主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第十一條 交易營團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

交易營團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第九條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第十二條 第九條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル

事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條 交易營團法第十八條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名及住所、代理人ヲ置キタル事務所並ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第十四條 登記スベキ事項ニシテ商工大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十五條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公布スルコトヲ要ス

第十六條 交易營團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ交易營團登記簿ヲ備フ

第十七條 設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ總裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十八條 設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、出資申込書其ノ他出資ノ引受ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ總裁、副總裁、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十九條 交易營團法第十八條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第九條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ

新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十一條 前條ノ規定ハ第十三條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及交易營團法第十八條ノ代理人ノ代理權ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十二條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第四百五十一條ノ六及第四百五十四條乃至第四百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

## 附 則

第二十三條 本令ハ昭和十八年四月十二日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 交易營團ニ出資ノ申込ヲ爲サントスル者ハ出資申込書三通ニ其ノ引受クベキ口數及住所ヲ記載シ之ニ記名捺印シ設立委員ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ出資申込書ハ設立委員之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 交易營團ノ名稱

二 目的

三 定款認可ノ年月日

四 主タル事務所ノ所在地



五 資本金額

六 出資一口ノ金額及其ノ拂込方法

七 公告ノ方法

前二項ノ規定ハ政府ノ出資申込ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十五條 出資ノ申込ニ對スル割當ニ付テハ設立委員ハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請書ニハ出資申込書ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十六條 出資ノ引受ヲ爲シタル者ガ出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サザルトキハ設立委員ハ一定ノ期間内ニ其ノ拂込ヲ爲スベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ出資ノ引受ヲ爲シタル者ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二週間ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ通知アリタルニ拘ラズ出資ノ引受ヲ爲シタル者ガ其ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ其ノ者ガ引受ケタル出資ニ付更ニ出資者ヲ募集スベシ

第二十七條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各出資者ノ出資口數、拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日ヲ記載シタル書面並ニ之ニ關スル證憑書類ヲ提出シ商工大臣ノ検査ヲ受クベシ

第二十八條 前條ノ検査終リタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ交易營團總裁ニ引繼グベシ

交易營團總裁前項ノ事務ノ引繼テ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第二十九條 交易營團ノ設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ重要物資管理營團ノ登記用紙ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スベシ

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ重要物資管理營團ノ從タル事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スベシ

第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

## 交易營團定款

### 第一章 總 則

第一條 本營團ハ交易營團法ニ依リ設立シ交易營團ト稱ス

第二條 本營團ハ戰時ニ際シ國家經濟總力ノ增強ヲ圖ル爲交易ノ統制運營ヲ爲スト共ニ重要物資ノ貯藏ヲ確保及增強シ並ニ貯藏重要物資ノ利用ヲ有效且適切ナラシムルコトヲ目的トス

第三條 本營團ノ資本金ハ三億圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

本營團ノ資本金ノ内二億五千萬圓ハ政府之ヲ出資スルモノトス政府ノ出資ハ國債證券ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 本營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ、從タル事務所ヲ札幌市、横濱市、名古屋市、大阪市、神戸市、廣島市及福岡市ニ置ク

第五條 本營團ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

## 第二章 出 資

第六條 本營團ノ資本金ハ之ヲ三百萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス

第七條 本營團ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

本營團ノ出資證券ハ記名式トシ一口券、五口券、十口券、五十口券、百口券、千口券、一萬口券及十萬口券ノ八種トス

第八條 本營團ノ出資者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者タルコトヲ要ス

### 一 政府及公共團體

二 帝國臣民及帝國法人ニシテ交易ヲ業トスルモノ但シ帝國法人ハ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上又ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザル者ニ限ル

三 其ノ他商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者

第九條 本營團ノ出資者前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ本營團ニ通知シ且其ノ資格喪失ノ日ヨ

リ二月以内ニ本營團ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ前條ノ資案ヲ有スル者ニ讓渡スコトヲ要ス

出資者前項ノ規定ニ違反シテ其ノ持分ヲ讓渡セザルトキハ本營團ハ二週間ヲ下ラザル期間ヲ定メ其ノ持分ヲ讓渡スベキ旨及讓渡サザルトキハ其ノ出資證券ヲ本營團ニ提出スベキ旨ノ催告ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依リ出資證券ノ提出アリタルトキハ本營團ハ其ノ持分ヲ賣却ス

出資者第二項ノ期間内ニ其ノ持分ヲ讓渡サズ且出資證券ヲ提出セザリシ場合ニ於テハ本營團ハ其ノ出資證券ノ無效ヲ公告シタル上新出資證券ヲ發行シ之ニ依リテ其ノ持分ヲ賣却ス

第三項又ハ前項ノ規定ニ依ル持分ノ賣得金ハ遲滯ナク之ヲ從前ノ出資者ニ交付ス但シ賣却及公告ニ要シタル費用ハ之ヲ控除ス

第十條 本營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ本營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ本營團ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十一條 第一回ノ出資金拂込ハ一口ニ付政府ノ出資ニ在リテハ七十三圓七十二錢二十三分ノ十九其ノ他ノ出資ニ在リテハ五十圓トス

第二回以後ノ出資金拂込ハ事業ノ必要ニ應ジ商工大臣ノ認可ヲ受ケ總裁其ノ金額及期日ヲ定メ少クトモ二週間前ニ各出資者ニ之ガ通知ヲ發スルモノトス

政府ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第十二條 出資者出資金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其ノ滯納金額ニ對シ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込ノ當日迄百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

第十三條 出資者ハ本營團ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓渡シ又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第十四條 持分ノ讓渡ニ因リ出資證券ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本營團所定ノ書式ニ依リ當事者雙方ノ記名捺印セル名義書換請求書ヲ作成シ出資證券及本營團ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ之ヲ本營團ニ提出スベシ

相續、合併其ノ他讓渡以外ノ事由ニ因リ出資證券ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ名義書換請求書ニ出資證券及持分取得ノ原因ヲ證スベキ書類ヲ添ヘ之ヲ本營團ニ提出スベシ

第十五條 出資證券ノ種類ヲ變更セントスルトキハ本營團所定ノ書式ニ依リ作成シタル出資證券引換請求書ニ出資證券ヲ添ヘ之ヲ本營團ニ提出スベシ

出資證券ヲ喪失シタル爲新出資證券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ本營團所定ノ書式ニ依リ作成シタル新出資證券交付請求書ニ其ノ事由ヲ詳記シ本營團ニ於テ適當ト認ムル保證人二人以上ノ記名捺印ヲ得テ之ヲ本營團ニ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テハ本營團ハ請求者ノ費用ヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ公告シ三十日ヲ經過スルモ異議ヲ申立ツル者ナキトキニ限り新出資證券ヲ交付スルモノトス

出資證券ヲ汚損シ又ハ毀損シタル爲新出資證券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ本營團所定ノ書式ニ依リ作成シタル新出資證券交付請求書ニ其ノ事由ヲ詳記シ出資證券ヲ添へ之ヲ本營團ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テ本營團其ノ眞僞ヲ鑑別シ難キトキハ出資證券喪失ノ例ニ依ルモノトス

第十六條 質權ノ登録又ハ其ノ抹消ヲ爲サントスルトキハ本營團所定ノ書式ニ依リ當事者雙方ノ記名捺印セル質權登録請求書又ハ質權登録抹消請求書ヲ作成シ出資證券及本營團ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添へ之ヲ本營團ニ提出スベシ但シ相續其ノ他之ニ準ズベキ事由ニ因ル質權ノ登録ノ場合ニ在リテハ質權登録請求書ハ取得者ノミノ記名捺印ヲ以テ足ルモノトス

第十七條 出資證券ノ名義書換又ハ質權ノ登録若ハ其ノ抹消ノ手数料ハ出資證券一通ニ付二十錢トシ出資證券ノ引換其ノ他新出資證券ノ交付ノ手数料ハ新出資證券一通ニ付五十錢トス

第十八條 本營團必要アリト認ムルトキハ豫メ公告ノ上一定ノ期間内持分ノ讓渡ニ因ル出資證券ノ名義書換並ニ質權ノ登録及其ノ抹消ヲ停止スルコトヲ得

第十九條 出資者又ハ其ノ法定代理人ハ持分取得ノ時、質權者又ハ其ノ法定代理人ハ質權登録ノ時其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本營團ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

出資者、出資者原簿ニ記載セラレタル質權者又ハ其ノ法定代理人ニシテ帝國內ニ住所又ハ居所ヲ有セザルモノハ帝國內ニ假住所ヲ設ケ又ハ帝國內ニ住所若ハ居所ヲ有スル代理人ヲ定メ之ヲ本營團ニ届出ヅベシ其ノ變更ア

リタルトキ亦同ジ

第一項ノ規定ハ前項ノ代理人ニ之ヲ準用ス

第二十條 會社其ノ他ノ法人ハ持分取得ノ時又ハ質權登録ノ時代表者ヲ定メ其ノ氏名及印鑑ヲ本營團ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第二十二條 出資者ノ持分數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有者ハ出資者ノ權利ヲ行使スベキ者一人ヲ定メ之ヲ本營團ニ届出ヅベシ前項ノ届出ナキトキハ共有者ニ對スル本營團ノ通知又ハ催告ハ其ノ一人ニ對シテ之ヲ爲スヲ以テ足ル共有者ハ本營團ニ對シ連帶シテ出資金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

### 第三章 役員

第二十二條 本營團ニ總裁一人、副總裁二人、理事五人以上、監事三人以上及評議員若干人ヲ置ク

第二十三條 總裁ハ本營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ノ定ムル所ニ依リ本營團ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シテ本營團ノ業務ヲ掌理シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ總裁ノ定ムル所ニ依リ本營團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ本營團ノ業務ヲ掌理シ總裁ノ豫メ定ムル順位ニ依リ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本營團ノ業務ヲ監査ス

評議員ハ本營團ノ業務ニ關スル重要事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ又ハ總裁ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

總裁ハ商工大臣ノ定ムル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

第二十四條 總裁、副總裁、理事、監事及評議員ハ商工大臣之ヲ命ズ

總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第二十五條 總裁、副總裁、理事及監事ノ報酬及手當ノ額ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ總裁之ヲ定ム

評議員ハ名譽職トス

第二十六條 總裁、副總裁、及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 本營團ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ總裁之ヲ委囑ス

顧問ハ業務ニ關シ特ニ重要ナル事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ズ

第二十八條 本營團ニ參與ヲ置クニトテ得

參與ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ商工大臣ノ認可ヲ受ケ總裁之ヲ委囑ス

參與ハ業務經營ニ關スル専門事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ズ



## 第四章 業務及其ノ執行

第二十九條 本營團ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 物資ノ輸出及輸入並ニ之ニ伴フ當該物資ノ買入及賣渡
- 二 重要物資ノ保有、買入及賣渡
- 三 前二號ノ業務ニ附帶スル業務

本營團ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ業務ノ外本營團ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

本營團ハ第一項第一號及第二號ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フモノトス

第三十條 本營團ハ業務ノ方法及業務ノ執行ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ受タルモノトス之ヲ變更セン  
トスルトキ亦同ジ

## 第五章 會計

第三十一條 本營團ノ事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十二條 本營團ハ設立ノ時及每事業年度ノ初ニ於テ財産目錄貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之  
ヲ各事務所ニ備置クモノトス

第三十三條 本營團借入金ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第三十四條 本營團剩餘金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第三十五條 本營團ハ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ剩餘金中ヨリ準備金ノ積立ヲ爲スモノトス

第三十六條 本營團毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ヨリ之ニ達セシムベキ金額ノ補給ヲ受クルモノトス但シ其ノ額ハ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額及第十九條第一項第二號ノ業務ノ爲借入レタル借入金ノ利息ニシテ當該事業年度ニ於テ支拂ヒタル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツルモノトス

前條ノ準備金中損失ノ填補又ハ配當準備ノ爲積立テタル金額ハ後事業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ剩餘金ト看做ス

第三十七條 本營團ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額（前條第二項ノ規定ニ依リ償還ニ充ツベキ金額アルトキハ之ヲ控除シタル殘額トス以下同ジ）ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過セザルトキハ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲サザルモノトス

本營團ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザル場合ニ

超過セザルトキハ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲サザルモノトス

於テ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ政府ニ配當スルモノトス

第三十八條 出資者ニ對スル配當金ハ事業年度末日現在ノ出資者原簿ニ記載セラレタル出資者又ハ質權者ニ之ヲ支拂フモノトス配當金支拂ノ期日及場所ハ總裁之ヲ定メ前項ノ出資者又ハ質權者ニ通知スルモノトス

第三十九條 出資者ニ對スル配當金ハ其ノ支拂開始ノ日ヨリ起算シ三年以内ニ支拂ノ請求ヲキトキハ之ヲ本營團ノ所得トス

## 第六章 定款の變更

號四十條 本定款ヲ變更セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

### 附 則

一 號十一條 本營團ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ五萬圓ヲ限度トス前項ノ金額中政府ノ立替ニ依ルモノハ之ヲ政府ニ返納スルモノトス

第十二條 重要物資管理營團ノ出資ニ引當ツベキ出資ノ口數ハ二十萬口トシ其ノ拂込金額ハ一口ニ付九十六圓九十錢トス

## 爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法

### 第一章 爲替交易調整特別會計

第一條 爲替交易調整ニ關スル會計ハ之ヲ特別トシ其歲入ヲ以テ其歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於イテハ價格差益納付金、爲替差益納付金、寄付金、一般會計ヨリノ受入金、借入金及び附屬雜收入ヲ以テ其歲入トシ價格差損補償金、爲替差損補償金、借入金ノ償還金及び利子、一時借入金ノ利子、事務取扱費其他ノ諸費ヲ以テ其歲出トス

第三條 本會計ニ於イテ價格差損補償金及び爲替差損補償金ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於イテ借入金ヲ爲スコトヲ得

第四條 本會計ニ於イテ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歲入ニ繰入ルベシ

第五條 本會計ニ於イテ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ニ於イテ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於イテ一時借入金ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調整シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第八條 本會計ノ每年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第九條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### 第三章 差益金ノ納付及ビ差損金ノ補償

第十條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ交易上生ズル價格差益ヲ價格差益納付金トシテ政府ニ納付スベシ

第十一條 命令ヲ以テ定ムル交易關係者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定ムル物資ノ交易上生ズル價格差益ヲ價格差益納付金トシテ政府ニ納付スベシ

第十二條 政府ハ命令ヲ以テ定ムル交易關係者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル物資ノ交易上生ズル價格差損ヲ補償スル爲價格差損補償金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ差損補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ價格差損ヲ決定スル基準ハ政府之ヲ定ム

第十三條 外國爲替管理法（關東州外國爲替管理令及昭和十六年勅令第十號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第三條ノ規定ニ依ル命令ニ依リ交易上ノ價格差ヲ調整スル爲外國爲替ノ賣却又ハ買入ヲ行ヒタル者ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ之ニ依リ得タル爲替差益ヲ爲替差益納付金トシテ政府ニ納付スベシ

第十四條 政府ハ前條ニ規定スル者ニ對シ外國爲替管理法第三條ノ規定ニ依ル命令ニ依リ交易上ノ價格差ヲ調整スル爲行ヒタル外國爲替ノ賣却又ハ買入ニ依リ蒙リタル爲替差損ヲ補償スルタメ爲替差損補償金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ爲替差損補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於イテ之ヲ爲スコトヲ要ス第一項ノ爲替差損ヲ決定スル基準ハ政府之ヲ定ム

第十五條 政府ハ爲替交易調整ヲ目的トスル金錢ノ寄附ヲ受クルコトヲ得

第十六條 交易營團第十一條若ハ第十二條ノ命令ヲ以テ定ムル交易關係者又ハ第十三條ニ規定スル者ガ第十二條第十四條若ハ交易營團法第三十五條ノ規定ニ依リ收入シ若ハ收入スベキ補償金額又ハ第十條、第十一條若ハ第十三條ノ規定ニ依リ支出シ若ハ支出スベキ納付金額ハ所得税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル營業税法ニ依ル純益及ビ臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付之ヲ當該差損又ハ差益ヲ生ジタル年又ハ事業年度ノ收入金額若ハ益金又ハ必要ノ經費若ハ損金ニ算入ス

第十七條 第十條、第十一條又ハ第十三條ノ規定ニ依リ納付セシムベキ金額ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ヲ準用ス

第十八條 政府ハ必要アルトキハ交易營團、第十一條若ハ第十二條ノ命令ヲ以テ定ムル交易關係者又ハ第十三條

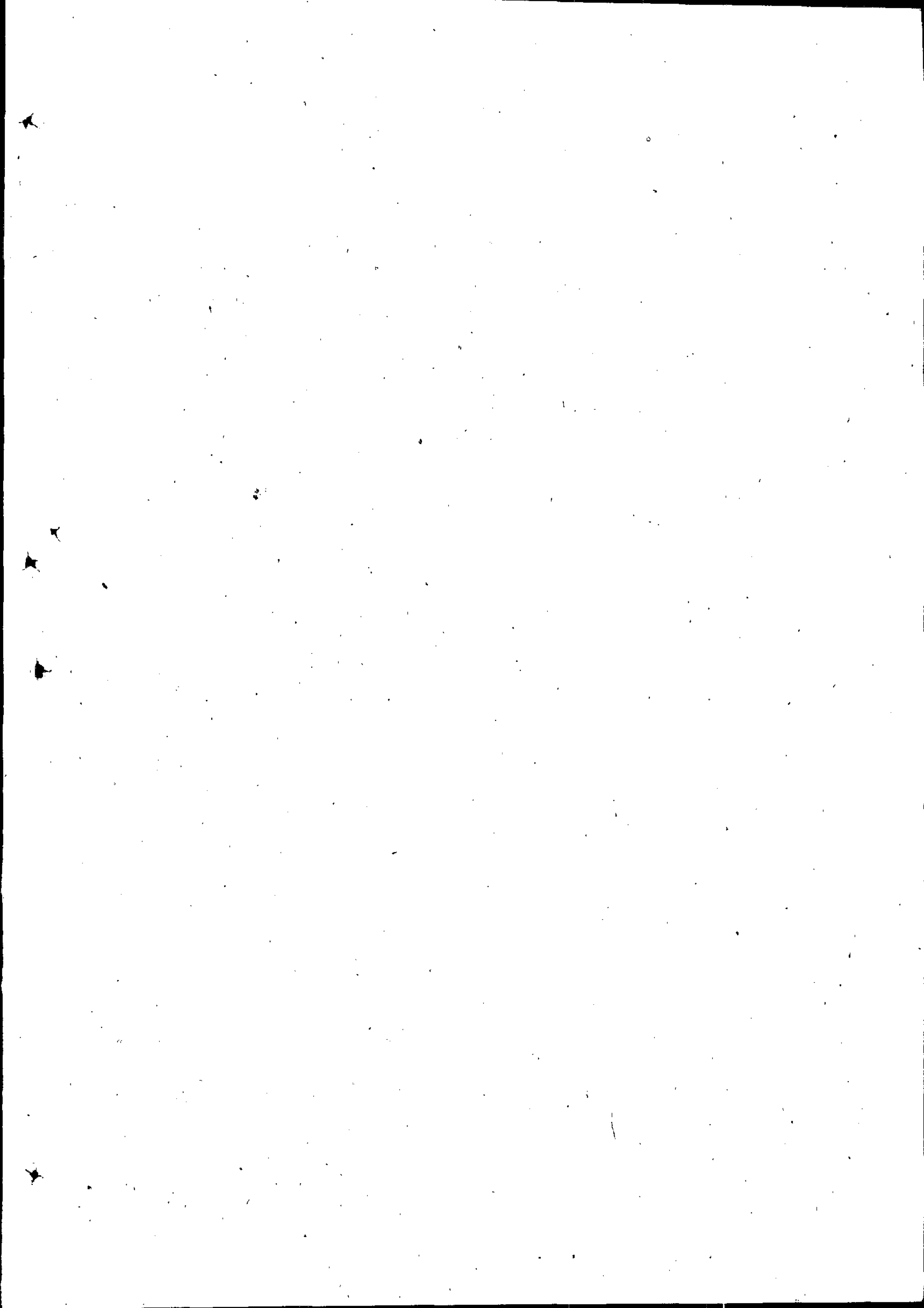
ニ規定スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ帳簿書類ノ備付ヲ命ジ帳簿書類ノ記載方ヲ指定シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ交易營團、第十一條若ハ第十二條ノ命令ヲ以テ定ムル交易關係者又ハ第十三條ニ規定スル者ノ收支狀況若ハ帳簿書類ソノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十九條 前條ノ規定ニ基キテスル命令ニ依ル政府ノ命ニ違反シ報告ヲナサズ、虛偽ノ報告ヲナシ帳簿書類ノ備付ヲナサズ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ、之ニ虛偽ノ記載ヲナシ之ノ記載方ノ指定ニ從ハズ、收支狀況若ハ帳簿書類ソノ他ノ物件ノ檢査ヲ拒ミ又ハ帳簿書類ノ隱蔽不實ノ申立ソノ他ノ方法ニ依リ檢査ヲ妨ゲタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第二十條 第十條中國稅徵收法トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅徵收令トシテ臺灣ニ在リテハ臺灣國稅徵收規則トシ關東州ニ在リテハ明治四十年勅令第五十六號ニ於テ準用スル國稅徵收法トシ南洋群島ニ在リテハ大正十一年勅令第三百五十六號ニ於テ依ルコトヲ定メタル國稅徵收法トス

#### 附 則

本法ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ交易營團ニ關スル規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム





# 大東亞戰爭勃發前後一ケ年間に於ける世界經濟及び金融情勢(五)——各國戰時財政並に金融及び資本市場(其二、完)

(一九四二年六月八日刊行瑞西バーゼル國際決済銀行第十二年度報告)

芬 蘭

豫算並に國債狀況

芬蘭銀行の地位

市中銀行狀況及び金利

歐洲三中立國の情勢

瑞 典

豫算及び國債狀況

金融市場

市中銀行狀況及び金利

瑞 西

豫算及び國債狀況

公私銀行の地位

金融市場

葡 萄 牙

葡萄牙銀行の地位

金融市場

西 班 牙

封鎖勘定の整理

共產政府勘定の清算

五大市中銀行の狀況

西班牙銀行の地位

金融市場

土 耳 古

土耳其中央銀行の地位

ソヴィエト聯邦

ソ聯豫算の特異性

豫算狀況

英 國

大東亞戰爭勃發前後一ケ年間に於ける世界經濟及び金融情勢

豫算狀況

國債狀況

英蘭銀行の地位

倫敦手形交換組合銀行の狀況

金融市場

米 國

米國軍備費豫算

各種増稅措置

國債狀況

聯邦準備加盟銀行の狀況

起債市場

金融市場

武器貸與法の金融

印度及び加奈陀

在英資金の國內金融

印度準備銀行の地位

加奈陀銀行の地位

兩國に於ける信用膨脹の影響

日 本

豫算並に國債狀況

日本銀行の地位

金利市場

新財政金融基本方策

借上技術

借上技術の進展

強制公債

普通公債

發行技術

證券の形式

英國に於ける證券形式

獨逸に於ける證券形式の進展

各國々債高及び國債費

獨、米、英に於ける租稅收入の動向

結 語

芬

蘭

## 豫算並に國債狀況

北歐に於ては芬蘭も亦一九四一年獨軍基地として使用せられたが同國自身も亦交戰國に加はつた。乍併東南歐諸國は事情を異にし芬蘭は清算勘定に於て巨額の債務を累加した。右は對ソ戰爭（一九三九年十一月三十日以後一九四〇年三月十三日迄）が一因をなしたが其後一九四一年央に至る一ケ年の平和時期に於て右の狀態は漸次改善せらるゝに至つた。

一九三九年以前に於ける芬蘭の通常歳出約三十五億芬馬克は通常歳入を以て優に補填せられ又内國債總額は三十億芬馬克に達しなかつた。然るに一九三九一四〇年の冬期戰中同國支出は急増し又平和條約調印後戰爭に因る損害修復及び對ソ割讓地域に於ける不動産所有者に對する補償金支拂の爲め各種計畫が實施せられた。一九四一年六月二十五日再度の開戰に依り右計畫の實施は中絶せられ再び戰費の大膨脹を來した。一九四一年の歳出豫算總額は二百億芬馬克に上つたが内百四十億は國防費に充當せられた。右支出補填の爲め大增税が行はれた結果一九四二年の租稅收入は八十八億と推算せられ一九四〇年收稅額の二倍以上に達した。兩度に亘る戰費は内國債の大膨脹に反映し一九四二年三月末現在額は二百六十億芬馬克を示した。國債額は一九三九年十二月以後一九四〇年六月に至る七ケ月間に於て毎月平均一億芬馬克の増加を示し其後の平和一ケ年間に於て毎月三億五千萬の割合に減少したが一九四一年後半以後一ケ月十五億の急増を示すに至つた。一九三九年六月以後の増加額二百三十億

芬馬克の内百六十億強は浮動公債、七十億弱は固定公債であつた。後者の内約五十億は一九四一年中に發行せられたもので同年二一三月中十億、五一八月中十億及び九一十一月中二十億の固定公債が發行せられたが右三種公債は孰れも償還期限七ケ年平均利廻四・五%乃至五・五%であつた。尙當籤公債二種發行に依り三億を擧げ又七月以降二ケ年償還四分利付無記名式租稅證券一億芬馬克が發行せられた。

芬蘭内國債總額(※) (單位百萬芬馬克)

各月末	固定公債	浮動公債	合計額
一九二九年六月	二、七九六	七五	二、八七一
一九四〇年六月	三、七一六	六、九三五	一〇、六五一
十二月	三、八八四	九、六七四	一三、五五八
一九四一年六月	五、三一九	九、五九〇	一四、九〇九
十二月	八、七四四	一四、四四四	二三、一八八
一九四二年三月	九、六三一	一六、三三八	二五、九六九

(註) 芬蘭外債額は一九三九年六月十一億九千萬から一九四二年三月四十一億二千九百萬芬馬克に膨脹した(内固定公債十三億五千八百萬、浮動公債七億七千百萬)。故に一九四二年二月現在同國々債總額は二百九十三億芬馬克となる。尙カソリア地嶽住民に對する政府補償金支拂の爲めの特別公債を加算する時は一九四二年末の國債總額は五百億芬馬克に上るものと推定せられて居る。

國有財産は四百億乃至五百億と推算せられたが右の存在は内國債急増が通貨に及ぼす効果を緩和する爲めに役立たな

つた。

### 芬蘭銀行の地位

芬蘭銀行年報に據れば同行の國庫貸上高は一九四一年末百六億六千萬芬馬克に上り前年末に比し倍増を示した。(一九四二年第二四半期中の戦費は一ヶ月十八億となつた)

#### 芬蘭銀行貸借状態 (單位百萬芬馬克)

各月末	資 産		貸借表		負 債	
	雜勘定	國內割引手形金及外國爲替	總計	紙幣流通高	民間當座勘定	清算勘定及其他對外債務
一九三八年十二月	六	一、〇五三	五、三三五	二、〇八六	八五〇	九
一九三九年十二月	三六	二、三五六(※)	六、八〇九	四、〇三九	六六六	九四
一九四〇年十二月	一、五四〇	五、二七五	九、四九三	五、五五一	八三四	六三三
一九四一年三月	一、四四二	五、三三二	九、三三三	五、七三四	五二二	六三三
六月	二、一九二	六、〇八三	一〇、六六六	六、〇六七	八二二	一、一〇七
九月	二、五三九	七、九七三	一三、六〇〇	六、五六二	九八五	二、〇五三
十二月	—	一三、三三五	一四、一七八	七、三二七	一、三五六	三、五五六
一九四二年三月	—	—	—	六、七五二	—	—

大東亞戰爭勃發前後一ケ年間に於ける世界經濟及び金融情勢

註(※) 再割引手形三億一千五百萬を包含す

政府は一九三九—四〇年冬季戰費調達のため中央銀行直接借上(前表雜勘定)及び藏券交付(前表國內割引手形)の方法に依つた。一九四一年中直接借上は藏券に振替へられ政府債務總額は國內割引手形科目中に集中せられた。二ケ年に亘る對外地位の悪化は金及び外國爲替準備十八億の減少と清算勘定其他の對外債務二十四億の増加となつて現はれた。紙幣流通高の膨脹は一九三九年中の二十億から一九四〇年中十五億に低下したが一九四一年中再び十八億を示した。民間當座勘定の増加は市中銀行流動資金の増大を反映した。

### 市中銀行狀況及び金利

芬蘭市中銀行貸借狀態 (單位百萬芬馬克)

各 月 末	資 産				貸 借 表		負 債	
	現 金	内 國 手 形	貸 附 及 貸 越	證 券	總 計	當 座 勘 定	預 金	
一九三八年十二月	一、二三四	一、七七〇	七、一七四	一、四一八	一三、三二六	一、九四四	七、五四九	
一九三九年十二月	八〇九	一、九〇四	七、七三三	一、二五五	二三、一七八	二、四九九	六、九四〇	
一九四〇年十二月	一、八五四	三、八二六	七、一九四	一、六五五	一六、〇六六	四、六八〇	七、四七〇	
一九四一年 三月	一、〇三三	四、〇一一	七、七七一	一、七五六	一五、八六三	四、四四四	七、六七一	

一 九 四 二 年 三 月	十 二 月	九 月	六 月
一、五六一	二、〇五六	一、五二一	一、四七一
三、四三〇	三、五三八	三、五八八	二、四九七
七、九五六	八、二三四	八、〇〇七	八、二四二
四、三三四	三、六二二	一、九七〇	一、六五六
一八、九五五	一八、一三三	一六、五九九	一五、三四五
六、三五一	六、〇三〇	五、二七三	四、五五九
七、九二〇	七、四〇八	七、二八五	七、二五四

市中銀行貸借各科目は對私經濟信用（貸附及び貸越）を包含し孰れも多少の増加を示したが就中證券保有額（市場發行公債及び租稅證券購入額を反映す）及び當座賦定（期限付預金は殆んど大差なかつた）の膨脹は最も著しかつた。尙一般的支拂停止令は一九四二年末迄延長せらるゝ事となつた。

金利は殆んど釘付けられ芬蘭銀行割引率は一九三四年以來四％に据置かれた、乍併一九四二年一月以後發行せられた二ヶ年期限新租稅證券五億芬馬克は三分利付となり前發行分よりも一分安を示した。

### 歐洲三中立國の情勢

瑞典、瑞西及び葡萄牙の歐洲三中立國の情勢は交戰諸國に比し顯著なる對照を示した。此等三國の紙幣流通高は一〇〇％又は夫以上の金及び外國爲替準備に依り保證せられた。瑞西及び瑞典は巨額の國防費を負擔したが一九四一年中の新紙幣發行高は少額に止まり前者は三％、後者は一五の％膨脹を示せるに過ぎなかつた。然るに葡萄牙

牙の紙幣流通高は五〇%の増加を來した。尙右三國共金融市場は遊資過剩状態を呈し金利は引續き低下を示した。

## 瑞 典

### 豫算及び國債狀況

瑞典の歳出豫算は現在四十億クローンを計上し内半額は國防費に充當せられた。通常歳入は二十億強を示し豫算不足額に對する公債發行額は一ヶ月一億五千萬クローンとなつた。國債總額は一九三九年末現在二十六億六千萬に對し一九四一年末には六十一億五千萬クローンを示したが内十六億一千万は浮動公債、四十五億四千萬は固定公債であつた。開戦以後政府は三回に亘り巨額の國防公債を發行した。其一は一九四〇年發行五ヶ年償還四分利付公債八億、其二は一九四一年初頭發行十ヶ年償還四分利付公債及び十ヶ年償還三分利付割増公債合計六億、其三は一九四二年初發行五ヶ年償還三分利付及び四十ヶ年償還三分半利付公債及び三分半利付貯蓄債券合計十一億クローンであつた。尙浮動公債は主として大藏省證券であつた。

## 金 融 市 場



市場は異常の流動性を示したが其主因は一九四一年中に於ける國立銀行の金及び外國爲替準備が十五億から十八億クローンに増強せられた爲めであつた(市中銀行の賣放も一因であつた)。尙國外物資購入の爲め準備證券局に對する國立銀行の外貨貸出(政府證券引當)は四億六千萬から六億二千萬に増加し其結果金及び外國爲替購入に依る信用膨脹額は四億六千萬クローンに上つた。右に對し國立銀行の民間貸出は多少收縮したが他方に於て紙幣流通高は増加し又市中銀行の現金準備も著増を示した。

### 市中銀行狀況及び金利

一九四一年中市中銀行預金は五億六千萬を増加し四十八億八千萬クローンに達し、對私經濟貸出は一億七千萬を減じて四十億九千萬クローンとなり又政府證券保有高(藏券を含む)は六億八千萬を加へ十億三千万クローンに達した。貯蓄銀行預金は一九三九年及び一九四〇年に於ける減少に對し一九四一年中約一億クローンを増加した。一九四一年末貯蓄銀行に對する中央機關が創設せられ同機關は從來大部分市中銀行に投資せられた過剩資金の管理を行ふ事となつた。

長期利率は國防公債發行條件に示さるゝ如く引續き低下した。公定利率は一九四一年五月二十九日三・五%から三%に引下げられた。七月一日貯蓄銀行は預金利率を三・五%から三%に引下げ又市中銀行は通知預金利率を三%から二・五%に引下げたが尙十二月中通知預金の最高額を限定するに同時に引出に要する通知期間を延長し

た。各銀行に割當てられた藏券割引率は一九四一年初二・五%であつたが同年末一%に引下げられた。

## 瑞 西

### 豫算及び國債狀況

一九四一年の瑞西通常豫算は歳出四億六千萬法に對し四千萬法の歳入不足を生じた。右以外の國防費は十三億法を計上したが内四億七千萬は特別收入（特に「國防義金」と稱する資本課稅收入）に依り補填せられた結果臨時支出不足額は八億三千萬となつた。右の豫算不足總額八億七千萬法は四種の公債發行に依り大部分補填せられた。一九四一年五月中十二ヶ年償還三分半利付及び六ヶ年償還三分利付の二種公債發行に依り夫れ々二億八千萬法を擧げ、尙十一月中十五ヶ年償還三分二五利付公債三億二千萬法及び五ヶ年償還二分半利付證券二億七千萬法を發行した。右公債手取總額十一億五千萬法の内三億二千萬は舊公債借替に充當せられた爲め新規資金の増加は八億三千萬法となつた。右以外に大藏省證券一億四千萬法が市場に賣出されたが大部分は銀行間に於て引受けられた。一九四二年豫算には臨時支出十三億法が計上せられ豫算不足額は十億法強と推定せられた。尙原料品拂底に依る失業危機襲來の場合に對する新工事（勞働機會の創設）十ヶ年計畫は五十億法の膨大豫算を計上した。

## 公私銀行の地位

一九四一年の豫算不足額が事實上信用の膨脹を招致する事なく補填せられた事は各銀行貸借表に依り之を見る事が出来た。一九四一年に於ける瑞西國立銀行資産動向を見るに金及び米弗準備は三億八千萬法の大膨脹を示せるに對し其他資産は寧ろ減縮し民間貸出（割引手形及び貸附）は五千萬、國立銀行藏券保有高は一億四千五百萬、其他公債保有高は二千萬法を減少した。一九四一年末に於ける此等の未償還債權總額は一億五千萬法に達しなかつた。従つて紙幣流通高は六千萬を増加した事で二十三億四千萬法（三%弱）となり又國庫勘定殘高は更に一億八千四百萬を加へ一億九千五百萬法となつた。尙七大中銀行貸借表總計は四十五億法となり一億法の増加を示せるに過ぎなかつた。市中銀行は同年中藏券一億其他公債二億七千萬法を買入れたが其他資産の減少（特に現金準備二億四千萬法の減少）に依り相殺せられた。

## 金融市場

金利は引續き低位を維持した。公定割引率は一九三六年以來の一・五%に釘付けられ市中割引率は一・二五%を保持した。州立銀行の預金證券利率は一九四一年中三・五六%から三・〇三%に、一流抵當貸附利率は三・九五%から三・八七%に引下げられ尙聯邦公債及び國有鐵道債の平均利廻は三・七五%から三・〇四%に低下し

た。一九四一年中新規資金の獲得又は借替を目的とする各種證券發行は記録的金額を示したが其大部分は聯邦及び地方自治體公債であつた。

## 葡 萄 牙

### 葡萄牙銀行の地位

一九四一年中葡萄牙輸出品價格の騰貴、海外輸入の困難及び外國資本の流入に依り葡萄牙銀行の金及び外國爲替保有高は二倍以上に増大したが特に同年後半以後に於て著増を示した。

#### 葡萄牙銀行貸借状態 (單位百萬エスクードス)

各 月 末 (近 接 日)	資			産			貸借表		負		債		
	金 在 外 其 他	金 及 び 外 國 爲 替	金 外 國 爲 替 合 計	割 引 手 形 及 び 貸 附	各 種 證 券	總 計 (*)	紙 幣 流 通 高	預 金 其 他	國 庫	各 銀 行	預 金 其 他	國 庫	各 銀 行
一九三九年十二月	九三〇	八六九	二、〇一九	四五三	二一六	五、二九五	二、五五〇	二六二	二四七	六〇三	二六二	二四七	六〇三
一九四〇年十二月	一、二二九	八六九	二、八九三	四四二	三三〇	六、〇五五	二、九〇三	二四七	二四七	八五二	二四七	二四七	八五二

一九四一年三月	一九四一年六月	一九四一年九月	一九四一年十二月	一九四二年三月
一、二七〇	一、二七四	一、三〇九	一、三三三	一、三六三
一、一五四	一、四六六	一、五四七	一、七九八	一、九二七
九七七	一、二七三	一、九一九	三、一九三	四、三三八
三、四二二	四、〇二三	四、七五五	六、三三四	七、六二八
三六三	三五八	三五二	三三三	三〇三
三三九	三三九	三三九	三三三	三三三
六、二〇六	六、六六一	七、四三八	九、〇三三	一〇、三三〇
二、七九九	三、一八八	三、五〇二	四、四八八	四、三六八
三九四	三五九	四三八	三五五	一、一九三
一、三三〇	一、五〇七	一、九三六	二、四三三	二、九二五

註(※) 本表資産中に省略せられた主要科目は國債勘定であるが右は本表期間中一、〇三六百萬から一、〇三一百萬エスクードスに動いた丈であつた。

一九四一年に於ける金及び外國爲替準備三十四億餘の累増は他方に於て紙幣流通高及び各銀行現金準備の増加となつて現はれた。紙幣流通高は五〇%の膨脹を示し葡萄牙銀行に於ける各銀行預金殘高は一躍三倍に増加した。

## 金融市場

公定利率は一九四一年二月及び三月中 $\frac{1}{2}$ %宛引下げられた結果四・五%から四%に低落した。政府は市場遊資吸收の爲め同年十二月中三分半利付公債五億エスクードスを發行した。

## 西班牙

## 封鎖勘定の整理

一九三六―三九年西班牙内亂中紙幣濫發の結果混沌状態に陥つた通貨及び金融市場は封鎖解除に關する一九三九年十二月七日附法律の下に着々回復の歩を進めた。一九四一年十月十日封鎖勘定保有者の自由引出額は對銀行債務（總額七億ペセタスと推算せらる）限度迄擴大せられた。小口貯金の引出は十一月十五日以後千ペセタス迄許可せらるゝ事となつた。尙十二月初發布法律に依り各銀行に於ける封鎖勘定は封鎖解除法に依り原則として解除を認められた場合に限り五百二十五ペセタスを現金、殘額を銀行保有の公債（當日相場に依り）を以て拂戻さるゝ事となつた。西班牙銀行に於ける銀行業者以外の預金も亦同様の方法に従ひ拂戻さるゝ事となつたが銀行業者の預金殘高は半額丈公債で拂戻さるゝ事となつた。右法律の實施に依り移轉せらるゝ公債金額は十二億ペセタスに上るものと推算せられた。尙一九四二年三月二十七日償還期限五十年四分利公債發行に關する命令が發布せられたが右公債は銀行預金の拂戻に使用し得る事となつた。西班牙銀行は右目的の爲め六億ペセタスを供與せられたが尙必要に應じ増額せらるゝ事となつて居る。

## 共產政府勘定の清算

一九四二年三月十三日法律に依り共產政府勘定が集中せられた西班牙銀行貸借表中の變態的舊科目は一掃せられ尙國民政府對銀行の新關係が制定せられた。尙右法律に依り計理上の各種措置が規定せられたが「一九三六—四一年清算結果」と稱する新勘定が設けられ同期間中の操作剩餘金、共產政府紙幣廢棄に依る利益金、共產政府勘定消滅に依る剩餘資産額、舊外國爲替局清算に依る利益及び金準備再評價引直益等が直接又は間接に右勘定に記入せらるゝ事となつた。金準備（大部分は一九一四—一八年當時に於ける有利の地位を利用し蓄積せられた）は一九三六年以後一九三九年迄の間に消盡せられた爲め國民政府は新に特殊形式に依る債務（無利子無期限）を設定し西班牙銀行の貸借平衡の保持及び紙幣發行に對する保證として同行をして利用せしむる事となつた。斯くて三ヶ年に亘る再建工作は事實上終了した。

## 五大市中銀行の狀況

貸借表作成及び總會開催に關する禁止令は一九四一年十月十七日附法律に依り解除せられた結果大多數銀行の一九三六—三九年及び一九四〇—四一年間の貸借狀態は公表せらるゝに至つた。左表は五大市中銀行の主要科目の動向を示したものである。

西班牙市中銀行(1)貸借状態 (單位百萬ベセタス)

	資 産				負 債
	貸 附	手 形	政府證券	工業證券	
一九三五年	七四〇	九七〇	二、〇三〇	六五〇	四、一三〇(2)
一九四一年	二、七四〇	一、〇七〇	四、八〇〇	九六〇	八、七五〇

註(1) バンコ・イスパノ・アメリカノ、バンコ・エスパニヨル・デ・クレディト、バンコ・デ・ヴスカヤ、バンコ・デ・ピルバオ及びバンコ・セントラル

(2) 一九三六年數字

資産各科目は何れも増加を示したが特に政府證券保有高は著増を示し他方に於て預金額は二倍以上の増加を來した。尙大部分の銀行は増資を行つた。市中銀行管理委員會及び銀行諮問委員會は廢止せられ大藏省に直屬する銀行監理局が之に代つた。

### 西班牙銀行の地位

西班牙銀行の最近貸借状態は未だ公表せられないが半官筋及び専門筋推算に據れば紙幣及び鑄貨流通高並に西班牙銀行に於ける當座勘定合計額は約百七十億ベセタスにせられた(一九三六年七月は約六十億)。右の推定額の内には内亂終熄當時に於ける國民政府紙幣流通高、共產政府紙幣流通殘高(戰後國民政府は二百二十億から十



七億に減少せしめた）及び封鎖解除の共產系銀行勘定残高（百億の内三十億は解除せられた）が包含せられた。

## 金融市場

市場は極度の緩慢状態を示し政府は内亂終結以後一九四一年末迄の間に六十七億五千萬ペセタスの公債を發行したが最近發行分は一九四一年七月の四分利付永久公債二十億ペセタスで九〇で賣出された。右に依り國債總額は二百八十七億五千萬ペセタスとなつた。公定割引率は一九三九年十月中四％に引下げられた儘不變であつた。

## 土耳其

### 土耳其中央銀行の地位

土耳其の國防費は政府支出總額の半を占めたが之が爲め豫算不足額は巨額に上つた。土耳其中央銀行の政府貸上は左表の通り増加を示した。

#### 土古中央銀行貸借状態 (單位百萬土耳其磅)

各月末 (近接日)	資 産			債 務			
	金 (1)	清算勘定其 他外國爲替	國庫貨上 (2)	商業手形 及び貸附	紙幣流通高 預 金		
一九三九年十二月	五三	一一	—	二二五	二九七	三〇	四七
一九四〇年十二月	一二七	三三	一一〇	二六九	四一八	八一	三五
一九四一年三月	一二一	四九	一二二	二七九	七七六	七〇	二七
六月	一四三	四五	一六八	二七九	八四〇	五二二	二九
九月	一二七	四六	一六八	二八一	八二五	四九八	二七
十二月	一二五	六一	一六八	三〇七	八六八	五二二	二三
一九四二年三月	一三四	七三	一六八	三四七	九二六	五六七	二九

註(1) 在外金保有高を含む

(2) 七千八百萬土磅の金預託に依り保證せらる

(3) 本表以外の資産科目中に藏券及び證券保有高がある。前者は本表期間中一億四千百萬から一億三千七百萬となり後者は五千八百萬から五千六百萬となつた。

紙幣流通高は一九四一年中一億四千萬土磅即ち二五%を増加した。清算勘定債權及び其他外貨資産は二千八百萬を加へたが右は特に第一及び第四四半期に於ける増加に依るものであつた。手形及び貸附も三千八百萬を加へた。國庫貨上は同年上半期中五千八百萬を増加し一億六千八百萬土磅となり其儘一九四二年四月初迄持越したが一九四二年五月末に至り二億四千四百萬に急増し紙幣流通高も亦五億九千八百萬土磅に膨脹した。公定利率は一

九三八年七月以後四％を維持した。

## ソヴイェト聯邦

### ソ聯豫算の特異性

ソ聯の豫算は其他諸國の夫れと異なり政府の歳出入以外に專賣事業、農、工、交通業等に關する尠大なる豫算が計上せられた爲め國民所得の殆んど全額を包容したものであつた。故にソ聯の豫算は普通の意味に於ける豫算と稱するよりも寧ろソ聯全經濟活動の貸借對照表と見るべきである。右は各經濟部門に配分せられた國內資源を示すものであり又國家的計畫の計理的な全貌を示すものである。

### 豫算狀況

一九四一年の總豫算（聯邦、自治共和國及び地方自治體を含む）は一九三九年の千五百五十四億留に對し二千五百五十四億留の歳出（内軍事費七百九億留）を計上した。右支出に對する收入の内千二百四十五億留即ち約六〇％は取引總量税に依り百三十二億留は公債發行に依つた。一九四一年中央對獨開戰當時豫算支出總額の約三分の一が軍事費に充當せられた。其後の數字は發表せられなかつたが戰費が激増した事は確實である。

戰費に對する特別財源は新稅（一九四一年七月及び十二月設定）及び公債發行（公債は普通給料に對する源泉課稅の方法に依り勞働者が應募した爲め其直後から消費額の急減を示した）に依り確保せられた。一九四一年六月上旬二十ヶ年償還四分利付公債百八億留、一九四二年四月下半年二十ヶ年償還二分利付公債百二十七億五千萬留が発行せられた。内國債總額は一九三九年九月中三百五十億留に過ぎなかつたが戰費調達のため紙幣流通高が如何なる程度に膨脹したかは不明である。國立銀行の貸借表及び國庫の地位に關しては一九三七年一月以後發表せられて居ない。

英國

豫算狀況

英國豫算及び國債に關する最近統計は左表の示す通りである。

英國財政狀況（單位百萬磅）

各四半期	豫算勘定（※）		戰時損害賠償 法に依る拂込 又は支拂額	國債増減額	
	收入	支出		長中期	浮動公債合計
		不足額			

	一九三九年四月十六日	一四四	二九六	一五二		(一)	四	一五六	一五二
	七月九日	一九四	三四七	一五二		(一)	八	一六〇	一五二
	十一月十二日	二〇六	五四二	三三七			三八	二九九	三三七
	一九四〇年一月三日	五〇五	六二五	一二〇		(一)	一六六	(一) 四六	一二〇
	一九四〇年四月六日	一八八	六九五	五〇七			三三四	一七三	五〇七
	七月九日	二六四	九一五	六五二			一七七	四七四	六五一
	十一月十二日	三〇〇	一〇九八	七九八			三〇八	四九〇	七九八
	一九四一年一月三日	六五六	一五九	五〇三			三一五	一八七	五〇三
	一九四一年四月六日	三一九	一〇七四	七五五			五〇六	二五〇	七五五
	七月九日	四一八	一、一六一	七四三			三五二	三六一	七一三
	十一月十二日	四八四	一、二六〇	七七六			五七一	二〇三	七七四
	一九四二年一月三日	八五三	一、二八〇	四二七	(一)		五六三	(一) 一二四	四三九
財政年度	一九三九—一九四〇年	一、〇四九	一、八一〇	七六一			一九二	五六九	七六一
	一九四〇—一九四一年	一、四〇九	三、八六七	二、四五八			一、一三四	一、三二四	二、四五八
	一九四一—一九四二年	二、〇七四	四、七七六	二、七〇二	二〇		一、九二二	六九〇	二、六八二

大東亞戰爭勃發前後一ケ年間に於ける世界經濟及び金融情勢

曆年	一九四〇年	一九四一年
一九四〇年	一、二五七	三、三三三
一九四一年	一、八七七	四、六五四
	二、〇七六	二、七七七
	三三	一、七四四
	九八五	一、〇九二
	二、〇七六	二、七四五

註(※) 收支平衡科目及び貸與法關係を除外す。尙支出中には減債基金を除外す。

一九四一—四二年度の豫算支出四十八億磅の内には對米實際支拂額（一九四一年十二月推算に據れば一九四一—四二年度は三億磅）は包含せられたが武器貸與法に依る註文額は除外せられた。貸與法に依る食糧品、武器其他物資の補給は同年度末には一ヶ月一億磅を示したが一九四一年中の總額は約六億磅に達した。各種財源總額（貸與法等を含む）は一九四一—四二年度に於ては五十五億磅と推定せられ一九四〇—四一年度の四十億に比し三七%を増加した。國防費の増加は各年度大藏省發表數字に基く左表に依り之を見る事が出来る。

英國 豫算支出 (單位百萬磅)

各財政年度	一九三八—三九年	一九三九—四〇年	一九四〇—四一年	一九四一—四二年
國債費(1)	二三一	二四〇	二三〇	二七四
行政費(2)	四二四	四二九	四一七	四一七
國防及び戰費(3)	四〇〇	一、一四一	三、二二〇	四、〇八五
支出總額	一、〇五五	一、八一〇	三、八六七	四、七七六

註(1) 公債利拂及び管理費並に固定基金費(減債基金は含まず)

(2) 民事、土木及び稅務關係

(3) 一九三三—一九三九年及一九三九—一九四〇年度の海、陸、空軍及び經理部、市民防衛部及び國防公債發行額を含む、尙一九三九—一九四〇年度には借上豫算を加ふ。一九四〇—一九四一年度及び一九四一—一九四二年度の詳細は不明であるが借上豫算に依る公債發行額として總額表が發表せられた。

一九四一—一九四二年度の公債増加は利率低下に拘らず利拂額を一九%上昇せしめたが一般行政費は一九四〇—一九四一年度の低水準を維持した(主として失業救濟費減少の結果)。軍事費は一九四一—一九四二年度に於ては豫算總額の八五%を占むるに至つた。

一九四一—一九四二年度の支出總額四十八億磅の内約八億は國外財源(屬領及び諸外國磅勘定殘高)を以て補填せられた。國內に於て調達せられた四十億磅の内二十一億は通常歳入に依るものであつたが右は前年度の歳入に比し四七%増を示した。尙増加額六億六千五百萬磅の内四億三千万は直接稅、一億七千五百萬は關稅及び消費稅、六千萬は雜收入の増收に依るものであつた。戰時損害賠償法に依る純拂込額は實質上租稅と認めらるべきものであるが豫算中には包含せられなかつた。同法に據る支拂額は豫算支出として計上せられたが同時に該支拂額は戰時損害基金から雜收入勘定へ振替へられた。一九四一年上半中の拂込額は支拂額を三千二百萬磅超過したが一九四二年第一四半期に於ては千二百萬磅の支拂額超過を示した。

一九四二—一九四三年度豫算(推定)は戰費四十五億、支出總額五十三億磅を計上した(貸與法に依る補給を包含

する財源總額は六十五億磅以上に達するものと推定せらる。右に對し八億は國外財源（加奈陀の獻金二億五千萬を含む）に依り補給せらるゝものとすれば國內財源に依り處理せらるべき金額は四十五億磅となる。租稅收入のは二十四億磅と算定せられ右金額の五〇%以上に當り一九四一—四二年度に比し三億の増収が豫想せられた。右増収額は既に實施せられた新稅にして未だ全能力を發揮しなかつた分の増収一億五千萬と新聞接稅（麥酒、葡萄酒、酒精、煙草、娛樂及び一部奢侈品に對する）に依る増収一億五千萬を豫定した。殘額二十一億磅は國內借上の方法に依り調達せらるゝ事となつた（一九四一—四二年度は十九億）。

國債狀況

一九四一—四二年度の豫算不足額は前年度に比し一〇%を増加し二十七億磅に上つた。政府は右金額の四分の三を長中期公債に依り四分の一を短期借上に依つた。

英國々債増加（又は減少）額（單位百萬磅）

各四半期	長中期借上				短期借上				借上總額(3)	
	貯蓄公債	市中賣出債	其他債務	合計(1)	流用準備上	大藏省證券	國庫預託	租稅準備證券(2)		
一九三九年四月—六月	(一)	三	一	(一)	四	五	一〇〇	一	一五	一三
七—九月	(一)	三	一	(一)	八	三	一九四	一	一六	一三





一九四〇年	八四	八六	二八	一、七四	二六	三五	四七	一七	一、〇〇	二七
-------	----	----	----	------	----	----	----	----	------	----

註(1) 減債基金を控除す。長中期借上合計は孰れも減債基金を控除したものであるが一九四一年一—三月中藏券五百萬磅が減債基金に依り償還せられた。減債基金支拂額は一九三九—四〇年度千三百三十萬、一九四〇—四一年度千七百萬、一九四一—四二年度千二百二十萬磅となつた。長中期借上合計中には少額信用操作も包含せられた。

(2) 租稅準備證券は發行後二ヶ月を經過した場合租稅の支拂に使用し得るものであるから便宜上浮動公債に包含せしめられた。

(3) 本欄合計額には國庫勘定増減も包含せられたが普通五十萬磅以下であつた

(4) 一九四〇年七月—九月は一億七百萬、一九四一年一—三月は一億磅の償還額を控除したる金額

一九四一—四二年度に於ける長期借上額は前年度に比し七六%の増加を示したが右は特に貯蓄公債發行額が倍増以上に達した結果であつた。貯蓄公債の中には國民貯蓄債券、七ケ年期限三分利付國防公債及び一九五五—六五年償還三分利付貯蓄公債等直接零細貯金者に對して發行せられた各種證券が包含せられたが生命保險會社又は貯蓄銀行を經由して行はれた小額貯金は除外せられた(此等は各機關に依り市場發行公債に投資せられた)。一九四一年上半中一九五四—五八年償還三分利付國防公債一億二千萬磅の特別發行が行はれ貯蓄銀行資金投資の目的を以て國債管理官へ直接交付せられた。次で十一月中右と同一目的を以て一九五九—六九年償三分利付固定公債一億二千萬磅が發行せられた(貯蓄銀行過剩資金は夫れ以前迄國庫流通準備貸上として融通せられて居た)。前記二種公債を除き一九四〇年三月發行三億磅軍事公債以後の市場發行は凡て二分半利付であつた。各種軍事公債は額面價格に依り連續的に賣出された。第一回分は一九四〇年六一—十二月の間に發行せられ四億四千萬を舉

げ、第二回分は一九四一年一月八月の間に發行せられ四億九千萬を手取し、第三回分は同年十月以後發行せられ一九四二年三月末迄に三億八千萬磅を収めた。第一及び第二回分は五―七ヶ年期限、第三回分は七―九ヶ年期限公債の形式に依つた。前表「其他債務」は從來は主として戰爭期間中無利子で提供せられた任意貸上を示したが一九四一年中米國復興金融會社信用四億二千五百萬弗が使用せられた爲め急増を來した。無利子任意貸上は開戦以後一九四二年三月迄に四千八百萬磅に上つた（尙同期間中國庫は二千萬磅の獻金を受入れた）。

一九四一―四二年度に於ける短期借上純増加額は前年度増加額の半に過ぎなかつたが右は一九四一年上半中に發行せられた藏券に依るものであつた。一九四一年十二月末以後賣出された租稅準備證券（額面で連續的に發行せられた）は短期證券に一新形態を加へた。右證券は讓渡不可能のもので購入の日から二ヶ月以後二ヶ年以内に納入の義務ある税金（所得稅、超過利得稅等）支拂の爲め準備した資金を吸收する目的で發行せられた。右證券は税金の支拂に使用せられた場合一分の利子が支拂はれる。但し二ヶ月經過後に於ては請求次第拂戻を受くる事が出来るが此場合は利子は附せられない。

## 英蘭銀行の地位

英蘭銀行の紙幣流通高は一九四一年中一億三千五百萬磅の膨脹を示したが内八千萬磅は同年最終四半期中の増加に依るものであつた。紙幣流通高膨脹率は同年後半に於て上昇したが年末貸借表の數字は特に之を明示した。

市中銀行現金準備の一部である英蘭銀行に於ける預金も亦同年末に於て異例的高水準を示した。

英蘭銀行貸借状態 (單位百萬磅)

各月未 (近接日)	資産		貸借表		負債				
	政府證券	其他資産	總計	(※)	紙幣 流通高	國庫及官廳	當座 銀行	勘定 其他	其他 合計
一九三九年十二月二十七日	七二八	三三	七六一		五五五	三〇	一一七	四二	一八九
一九四〇年十二月二十五日	八〇五	二九	八三四		六一七	一三	一三六	五一	二〇〇
一九四一年三月二十六日	七五四	六八	八二二		六一二	二二	一一九	五二	一九三
六月二十五日	八一五	二九	八四四		六三九	二五	一一三	五〇	一八八
九月二十四日	八五七	二八	八八五		六七一	一一	一三四	五二	一九七
十二月三十一日	一、〇一九	三五	一、〇五四		七五二	一一	二二〇	五四	二八五
一九四二年三月二十五日	九六一	三〇	九九一		七五五	九	一五七	五一	二一七

註(※) 發行部及び營業部の綜合貸借表總計を示す。但し營業部に於ける紙幣準備保有高に依る重複金額を控除す

長中期公債は一九四一年中二億磅餘の増加を示した。其他資産(市場割引手形等)は残高に於ては殆んど變化を示さなかつたが英蘭銀行は紙幣流通高の膨脹に備へ又市中銀行の現金準備を其預金及び當座勘定總額の一〇—一一%前後に維持する爲め多額の公債を取得した。右の率は第一次的準備率所謂現金準備率である。從來市中銀

行は右の準備以外に其他流動資産に對し約二〇%の第二次的準備を保有して居たから現金及び短期資産總額は預金總額の約三〇%に相當した。現金準備率は英蘭銀行の操作に依つて決定せられたが第二次的準備率は英蘭銀行の投資政策及び短期證券の流通量如何に懸つた。

### 倫敦手形交換組合銀行の狀況

#### 倫敦組合銀行貸借狀態 (單位百萬磅)

各月末 (※)	流動資産				投資		貸借表		準備率	
	現金準備 (1)	一覽資金 (2)	割引手形 (3)	國庫預託 證券 取立未済 小切手其他	投資	貸附	預金及び 當座勘定	負債	第一次的	第二次的
一九三九年十二月	二七四	一七四	三三四	—	六〇九	一、〇〇三	二、九七七	二、四四一	二一%	三%
一九四〇年十二月	三三四	一五九	二六五	三三四	七七一	九〇六	三、〇五〇	二、八〇〇	三	二六
一九四一年三月	二八八	一三三	一九四	三七四	八三二	九〇八	三、〇〇六	一、七六四	一〇	三五
六月	三二二	一四三	一九三	四八三	八八〇	八五九	三、一九四	二、九四六	二一	二八
九月	三三〇	一三四	三二五	五三二	九三九	八二六	三、三五八	三、一五五	二一	三一
十二月	三六六	一四二	二七一	七五八	九九九	八〇七	三、五八三	三、三三九	二一	三三
一九四二年三月	三四七	一三七	二六三	四七六	一、〇五〇	八三八	三、三六六	三、〇七三	二一	二五

註(※) 六月及び十二月は各月末數字、三月及び九月は其他日附數字に據る

(1) 英蘭銀行に於ける預金殘高に紙幣及び鑄貨保有高を加へたるもの

(2) 川コール及び短期貸附資金

(3) 大部分は大藏省證券

組合銀行の投資勘定は主として長中期公債であるが一九四一年中二億二千八百萬磅の増加を示した(投資勘定が貸附總額を超過したのは同國銀行史上最初の事であつた)。短期公債(割引手形及び國庫預託證券)保有高は三億五百萬磅を、其他流動資産(現金及び市場貸附、實際上兩科目共間接的公債保有高となる)は二千四百萬磅を増加し此等諸科目の總増加額は五億磅となつた。然るに商業貸附約一億磅が償還せられた結果各種預金の純増加額は五億磅(一六%増加)となつた。(前表に據れば一九四一年末預金殘高は前年末に比し五億二千九百萬磅の増加を示したが右の内二千九百萬手は形交換遲延に因る取立未済小切手其他の増加額一億二千七百萬から一億四千六百萬へ一重復記帳せられたものである)。

現金準備率は一一%を維持したが第二次的準備は一九四一年中の短期資金急増の結果三〇%を超ゆる記録的高水準を示した。各銀行主腦者は右の流動資産増加に關して二つの理由を擧げて居る。即ち右は戰後に於て起り得べき預金の大量引出に對する用意の爲めと長期證券の元本損失防止の爲めであるを説明して居る。一九四二年第一四半期中直接税支拂に基因する預金引出に應ずる爲め多額の國庫預託證券が償還せられた結果第二次的準備率は一時低下を來した。

全國市中銀行預金の八五%を保有する組合銀行は一九四一年中長短期公債約五億八千萬鎊を購入した。従つて全國銀行の公債購入額は六億八千萬鎊前後と推定せられた。之に英蘭銀行取得額二億鎊を加ふる時は公私銀行全體の公債買入高は八億八千萬鎊となり一九四一年中發行せられた公債總額の三分の一弱に當つた。

## 金融市場

金融市場は一九四一年を通じて安定を持續した。三分半利付軍事公債は一〇五（法定最低相場より十點高）に上り利廻は三・二%から三%に落ち又短期公債利廻は二乃至二・五%となつた。一九四一年の發行市場は前年同様政府勸定以外事實上休止状態を示した。公定利率は二%を維持し藏券發行割引率は一%前後に安定した。

英國に於ける代表的貯蓄吸收機關とせられた各地建築組合の住宅新築金融事務は開戦後急減し（一九四〇年中の新貸附は七七%減少す）他方に於て所得税の負擔は重加し新貯蓄意付の必要も減少した。一流建築組合は一九四一年七月及び一九四二年二月中組合頂託其他同種借入金に對する利率を引下げた結果現行率は二乃至二・五%（税金免除）となつた。之に對し郵便貯金局の預金利率は二・五%、國民貯蓄債券利廻は三・一六%（複利、税金免除）を示した。

米 國

米國軍備費豫算

軍備費の大膨脹は米國財政上に一大轉期を劃した。

米 國 々 防 費 (單位百万弗)

各 四 半 期	陸 軍	海 軍	其 他	武器貸與法	合 計	歳出豫算總額 に對する比率
一九四〇年一―三月	一九七	二二四	二五		四二八	一九%
四―六月	一九三	二七三	二五		四九一	二一
七―九月	二五三	三四二	二六		六二一	二七
十―十二月	六一一	四九八	三七		一、一四六	四〇
一九四一年一―三月	一、二九四	五七三	三五		一、九〇一	五三
四―六月	一、四七九	八〇五	一〇六	二一	二、四一二	六一
七―九月	一、七八八	一、一三二	二四二	二四三	三、四〇四	六八
十―十二月	二、四六六	一、三九三	三二二	六四六	四、八二六	七四



財政年度(1)	一九三九—四〇年	一九四〇—四一年	曆年	一九四〇年	一九四一年	一九四二年	一九四二年—三月
	六六七	八九二		一、二三五	一、三三六	四九三	三、三一八
	二〇七	九		七、〇二七	三、九〇三	一、三七二	一、九一六
	一、六五七	六、〇八〇(2)		一一六	九一〇	七、〇九九	
	一八	四八		二八	六六		八二

註(1) 七月に始まり六月に終る

(2) 文官恩給追加基金から支出せらるる追加國防費を加ふる時は一九四〇—四一年度合計額は六十三億百万弗に上る

一九四〇年六月國防計畫實施以前に於ける同年上半中の國防費は毎四半期四億六千萬弗前後であつたが二年後の一九四二年第一四半期の國防費は右金額の十五倍を計上した。一九四二年一月政府筋推算に據れば一九四二年上半中の國防費は約百六十億弗とせられ前年下半に比し倍増を來した結果一九四二年六月に終る財政年度合計額は二百四十億弗に膨脹した。一九四二—四三年度國防費は更に倍増し五百三十億弗と推定せられた。(其後一九四二年四月末の推算に依れば一九四二—四三年度國防費は二百六十億弗とせられ尙一九四二—四三年度歳出總額は新豫算の追加に依り六百七十億弗と計上せられた。)一九四一年中の歳出豫算總額の増加は左表の示す如く專

ら國防費の幾何學的膨脹に依るもので其他支出科目は殆んど不變又は多少の減少を示した。

米國政府財政狀況 (單位百万弗)

財政年度 (5)	各四半期	豫算		勘定	國庫勘定殘高 (3)	國庫借上總額 (4)
		歳出	歳入			
一九三九—四〇年	一九四〇年一—三月	一、七七四	二、二〇二	一、五五八	六四四(一)	四六
	四—六月	一、八二六	二、三一七	一、三三三	九六三(一)	五三五
	七—九月	一、六六二	二、二八三	一、四八九	七九四(十)	三一二
	十—十二月	一、七一二	二、八五八	一、四三五	一、四二三(一)	四七一
	一九四一年一—三月	一、六八四	三、五八五	二、四四七	一、一三八(十)	〇一〇
	四—六月	一、五七二	三、九八四	二、二三五	一、七四九(十)	四〇
	七—九月	一、五九七	五、〇〇一	一、九四四	三、〇五七(一)	六七二
	十—十二月	一、六五六	六、四八二	二、二二二	四、二六〇(十)	三三二
	一九四二年一—三月	一、五七九	八、六七八	四、八八三	三、七九五(十)	六八六
	七、三四一	八、九九八	五、三八七	三、六一一(一)	〇八三	二、五二八

曆年	一九四〇—四一年	一九四一—四二年	一九四二—四三年	一九四三—四四年	一九四四—四五年	一九四五—四六年	一九四六—四七年
一九四〇—四一年	六、六三一	一一、七一二	七、六〇七	五、一〇三(十)	八九〇	五、九九三	
一九四一—四二年	六、九七四	九、六六〇	五、八三五	三、八二四(一)	七四〇	三、〇八四	
一九四二—四三年	六、五〇九	一九、〇五二	八、八四八	一〇、二〇四(十)	二、七一〇	一一、九一四	

註(1) 純歳入額即ち總收入額より社會保險拂込超過額を控除したるもの。

(2) 國債償還額を控除す

(3) 一般國庫資金及び國庫に對する各種政府機關(復興金融會社、商品信用組合等)の當座勘定動向並に特殊信託基金(養老保險等)の動向を包含す。本欄殘高は政府保証債務殘高の變化に従ひ増減を示したが特に一九四一年第四四半期中右殘高が政府直接債務に振替られた際著増を來した。一九四一年第四四半期中信託基金及び各種政府機關勘定は十億三千七百萬弗を減少した(政府保証債務が償還せられた結果)。然るに一般國庫資金は十二億九千五百萬弗を増加した爲め同四半期の總増加額は二十三億三千二百萬弗となり國庫直接債務額は一九四一年十一月十二月の豫算不足補填額を更に増大せしむるに至つた。

(4) 國債總額の増加額を示す

(5) 年度末六月

國防費以外の支出減縮に拘らず一九四一年中の支出總額は前年に倍加し一九三九年及び一九四〇年に於て四十億未滿の豫算不足額を一躍百億弗以上に押上げた(同年第四四半期中で四十億を超過した)。尙一九四一—四二年度の不足額は百九十億、一九四二—四三年は三百五十億弗(新稅七十億を加算し)と推定せられた(其後の推算に據れば戰費膨脹の結果不足額は四百九十億弗に達するものと見られて居る)。

## 各種増税措置

租税収入は一九四〇年末以後一九四一年末迄の間に五〇%の増収を示したが支出總額に對する比率は三分の二から三分の一に低下した。巨額の戦費調達に必要な各種の財政措置が講ぜられたが新税制の實施と共に租税収入は急増を示し一九四二年第一四半期に於ける收税額は前年同期に比し倍増を示すに至つた。一九四〇年六月國防制法定以來直接税の年收額は約十億弗の増加を來した。同年十月超過利得税新設に依り十億弗の税源が確保せられた。一九四一年十月新税制案通過の結果所得税課税標準は擴大せられ納税者數は倍加せられた。此等措置の實施に依る増收額は一ケ年三十五億弗と推定せられた。一九四二年一月提出せられた豫算案は社會保險新收入二十億以外に年額七十億弗の新税を包含した。(以上の數字は聯邦政府豫算を示すものである。聯邦政府の歳出が各市州支出總額以上に上つたのは國防計畫實施以後の事であり又聯邦租税収入が各市州收税額を超過したのは一九四一―四二年度以降の事であつた。)

## 國債狀況

乍併他方に於て歳出は歳入増加以上の速度を以て膨脹を來たした結果政府は豫算不足額補填の爲め從來に比を見ない巨額の市場借上を行はねばならなかつた。

米國々債總額及び毎四半期増減額 (單位百万弗)

曆年	財政年度(6)	市場性公債		非市場性公債		特別公債(3)	直接借上保証債務(5)	
		大藏省証券	國庫債券其他公債合計(1)	貯蓄債券租稅証券合計(2)	債(3)			
一九四〇年一—三月	一九四〇—四一年	(一) 二四六	(一) 六	二七	(一) 一九七	四九八	二九〇	五九八(一) 四一
四—六月	一九三九—四〇年	(一) 七	二五八(一) 三五三(一) 一〇三	一九八	一九二	三〇四	四二八(一) 一三四	
七—九月	一九四〇—四一年	一	六八〇	六八三	一三三	二八八	一、一〇五	二七九
十—十二月	一九四〇—四一年	七(一) 二〇六	七三五	五二六	一五二	三〇七	九五三	一〇九
一九四一年一—三月	一九四一—四二年	二九四(一) 四五六	一、五七三	一、四〇九	四〇四	三三三	二、二四八(一) 一	
四—六月	一九四一—四二年	(一) 一(一) 二四	六八三	六五九	七二五	四三七	一、七八八	四五四
七—九月	一九四一—四二年	(一) 二九八	一(一) 四六(一) 三四五	八二八	一、三四三	五三八	二、三八五	五六七
十—十二月	一九四一—四二年	六九七	三、一九八	四、一九四	一、〇〇八	三三四	六、五九二(一) 六三三	
一九四二年一—三月	一九四二—四三年	(一) 三九(一) 四二六	二、五四三	一、七六七	二、二九六	二、三七〇	四、四八一(一) 六三四	

大東亞戰爭勃發前後一ケ年間に於ける世界經濟及び金融情勢

一九四〇年	(一) 一四五	(一) 二五	一、〇七九	九一〇	九八六	—	九六四	一、一三五	三、〇八三	二二三
一九四一年	六九二	(一) 一八一	五、四〇七	五、九一七	二、九四五	二、四七一	五、四六三	一、六二二	二、九二三	四〇七
現 在	二、〇〇二	五、九九七	三、三六七	四一、五三二	六、一四〇	二、四七一	八、九〇七	六、九八二	五七、九三八	六、三三四

註(1) 郵便貯金及び戦前證券少額を包含す

(2) 前大戦出征兵士年金證券其他の少額償還額を包含す。

(3) 主として社會保險基金部發行債券(養老及び失業保險基金等)であるが官營生命保險基金、郵便貯金部等の債券をも包含す。

(4) 期限満了及び無利子債務少額を包含す。

(5) 特殊會社及び政府代行機關發行債券にして政府の全額保證あるもの。

(6) 年度末六月

最近年に於ける著しい現象は社會保險基金部其他同種基金部に於て直接引受けられた特別公債及び其他非市場性公債が漸増しつゝある事である。一九三六年六月以後一九四一年六月迄の間に利付公債總額は百五十四億を増加し四百八十四億弗となつた。右増加額の内市場性證券は六十六億弗を占むるに過ぎなかつた。尙市場性證券の國債總額に對する割合は九四%から七八%に低下した。一九四一年末現在國債總額は五百八十億弗となり六百五十億弗の法定限度に接近したが一九四二年三月右限度は千二百五十億弗に引上げられた。

一九四一年中銀行業者以外の投資家吸收の爲め特殊公債が發行せられた。其一は國防貯蓄債券で其二は租稅豫納證券であつた。國防貯蓄債券は銀行以外の者に對し一九四一年五月以後連續的に賣出されたもので二・五%乃

至二・九%利付の三種債券が發行せられた。一九四二年第一四半期中の新貯蓄債券賣上高は前年同期賣上高の五倍以上に達した。租税豫納證券は八月一日以後二種の形式で發行せられた。期限は孰れも二ヶ年であつたが小額納税者に對する分は百弗以下の小券數種に分たれ一・九二%の利付とし、多額納税者に對する分は百弗以上の大券で〇・四八%の利付であつた。右證券は毎月利子を加算し租税納入期に於て支拂に使用せられるが請求に依り拂戻を受ける事が出来る(此場合は無利子)。右證券は記名式、讓渡不可能のものであるが尙附屬擔保として使用する事は出来ない。一九四一年八月十二月の五ヶ月間に於て約二十五億弗の租税證券が發行せられた。非市場性公債及び特別公債の形式に依る國債は右の特殊證券發行の結果一九四一年下半年中五十二億弗を増加した(前年同期十九億弗弱)。

自由市場に於て發行せられた公債も亦巨額に達した。一九四〇年中十億弗に満たなかつた市場性證券の發行は一九四一年に於ては約六十億弗に上つた。右の内四十億強は同年末三ヶ月間に於て發行せられたものであつた(特殊會社及び政府代行機關證券を直接政府證券に換ふる新政策の結果政府保證證券は六億弗強減少した)。歳入の急増と一九四二年第一四半期中の貯蓄債券賣行良好の爲め市中借入は比較的少額に止まつた。

### 聯邦準備加盟銀行の狀況

聯邦準備加盟銀行の公債保有高は一九四〇年中十五億弗増加したが一九四一年に於て更に三十七億弗を加へた。

聯邦準備加盟銀行貸借狀態 (單位百万弗)

各月末 (近接日)	資			負債	
	聯邦準備銀行預金	貸附	投資	一覽拂豫金	債
一九三九年十二月	一一、六〇四	一三、九六二	一九、九七九	二五、六八一	
一九四〇年六月	一三、七五一	一三、九六九	二〇、四八二	二七、八七七	
十二月	一三、九九二	一五、三二一	二一、八〇五	三〇、四二九	
一九四一年三月	一三、五三二	一五、八七八	二三、一〇四	三一、五七六	
六月	一二、九五九	一六、七二九	二三、九三〇	三二、六七八	
九月	一三、二四六	一七、五四六	二四、三九七	三三、八二二	
十二月	一二、三九六	一八、〇二一	二五、五〇〇	三三、七五四	
一九四二年三月	一二、七五五	一七、八二二	二六、四六四		

各加盟銀行の公債保有高は一九三〇年以後漸増したが貸附其他の投資は一九四〇年央に至る迄比較的低下水準を維持し夫れ以後に於て急増を示した。國防計畫實施と同時に政府注文契約者を銀行業者と接觸せしめ又注文執行に關する金融上の助言又は援助提供に就き各種の措置が講ぜられた。一九四一年十月債權讓渡に關する法律通過の結果注文契約者は政府契約引當に銀行から借入を行ふ事が出来る様になつた。特別調査の結果に依れば一九四〇年八月以後一九四一年四月迄の間に市中銀行商業貸附増加額の約半は國防公債が占めたが其他公債も亦著増を



示した。銀行貸附の増加と同時に公債の購入が行はれた結果銀行信用及び預金は未曾有の膨脹を來した。加盟銀行貸出總額は一九四一年九月迄の十五ヶ月間に三十六億弗、投資總額は三十九億弗、一覽拂預金は六十億弗（一九四〇年六月に比し二〇%強増）の増加を示した。

右の進展は或種の不安を感ぜしむるに至つた。殊に銀行預金總額の増加が預金殘高利用の増大を指示し尙聯邦準備局が信用の膨脹と共に伴ふインフレ危險回避の爲め二種の重要措置を講ずるに至り不安は更に増大した。一九四一年八月聯邦準備局は月賦販賣（消費者に對する信用賣の約半を占む）信用許與に關する規定を制定した。右の信用形式は特に米國に於て發達を示し其の絶對的及び比較的數字は遙かに他國を凌駕し小賣販賣總額の約一〇%は月賦拂の方法に依つて行はれた。一九四一年中月賦拂に依る前貸殘高は六十億弗の記録的金額（一九三八年の倍額）に達し尙右は所得の増加に比し二倍乃至三倍の速度を以て急昇せるものと推定せられた（右の現象は主として國防計畫の直接的又は間接的影響とせられた）。自動車賣上高の約六〇%は月賦拂に依るものであつたが此種販賣方法は冷蔵庫、電氣煖爐其他持久性消費財にも適用せられた。此等商品は生産施設及び原料品の使用に於て軍需工業と直接競争の地位に立つた。聯邦準備局は金屬使用商品（家具類を包含す）二十四種に對する月賦拂信用許與を制限した。右措置は主として信用期間の短縮（十八ヶ月）と現金拂込割合の増額を規定した。尙一部拂として引渡さるる舊品の引取價額は自動車の場合を除き現金拂込額からでなく販賣價額から控除せらるゝ事となつた。一九四二年五月右の規定は改正せられ更に強化せられた。

次に聯邦準備局は一九四一年十一月一日以後加盟銀行の義務準備率を約七分の一引上げ法定最高限度に増額せしめ之に依り超過準備額の減縮を圖つた。加盟銀行の準備總額は一九三八年央の八十億から一九四〇年末四百十億弗に膨脹したが其主因はミュンヘン危機以後に於ける巨額の金流入に依る銀行預金及び準備額の増強であつた。同期間に於て義務準備額は五十億から七十億弗に増加した爲め超過準備額は三十億から七十億弗に増加した事となる。故に一九四〇年末現在準備總額の約半は義務準備超過額を示した。然るに一九四一年に至り情況は一變して超過準備額は減少を來した。右増加の主因をなした金の輸入は急減し義務準備額は銀行預金累増に伴ひ増大し又超過準備額は通貨の需需増加と共に引出さるゝに至つた。斯くして超過準備額は四十六億に減少したが一九四一年十一月更に十二億を減じ三十四億弗に低下した(一九四〇年末金額の約半となり一九三八年末と略同一水準となつた)。

乍併超過準備額の配分に於て著しい變化が生じた。一九三八年末及び一九四〇年末に於ては紐育市中銀行及び其他加盟銀行の超過準備額は相半した。然るに一九四一年中紐育市中銀行は巨額の超過準備を喪失した爲め同年末保有額(十億弗)は總額の三分の一に足らなかつた。其の結果紐育市中銀行の公債保有高は一九四〇年中十二億、一九四一年々初四ヶ月間に十一億弗を加へて以後殆んど變化を示さなかつた。然るに他地方の加盟銀行は一九四〇年中一億弗の公債を購入せるに過ぎなかつたが一九四一年に於ける繼續的購入の結果其保有高は同年末迄に十五億弗を増加した。

## 起債市場

一九四一年々初以後十ヶ月間市場は異常の緩慢状態を呈したが金利は小幅の低下を示せるに止まつた。市場に於ける通貨の量は同年中新規資金調達のため発行せられた四大長期公債の應募申込高に依り之を推定する事が出来た。

一九四一年發行米國長期公債 (單位百万弗)

發行月	期	限	發行金額	現金應募申込高
一九四一年三月		一一一三年	一、〇二〇	六、二〇〇
六月		一五、一七年	一、四五〇	八、二七〇
十月		二六、三一年	一、六〇〇	一〇、五五〇
十二月		二六、三一年	一、一〇〇	七、〇〇〇

右四種公債は孰れも二・五%利付で額面價格で發行せられた。最初の三種は市場状態を利用して漸次期限を延長し發行金額も漸次引上げられたが現金應募申込高は其都度増加を示した。然るに最終分は米國開戦前の發行であつたが發行金額は引下げられ期限も延長せられなかつた。尙同時に發行せられた一〇—一四年期限公債五億弗は二%利付で賣出す事が出来た。紐育市中銀行の市場に對する無關心と十二月米國開戦は證券相場の下落と金

利の硬化を招致した。市場の藏券平均利廻は十月中一・八八%に落ちたが十二月中一・九七%に上昇し又各聯邦準備銀行は市場に出動し政府證券七千萬弗を購入した。(一九四二年に至り各準備銀行は市場維持に乗出す事となり特に四、五月中政府證券二億五千萬弗を買入れた。)大東亞戰爭勃發當時聯邦準備制度總裁會は共同聲明を發表したが其中に次の一節があつた。「聯邦準備制度は戰費調達の爲め何時にても役立べき巨額の資金を確保し又米國公債市場を政府の必要に即應し得べき状態に維持する爲め全機能發揮の用意がある」と。乍併一九四二年に入り公債相場は引續き軟化し又藏券平均利廻は二%を超過するに至つた。一九四二年二月發行一〇—一三年期限公債十五億弗は前年十二月發行同種公債の二%利付に對し二・二五%で賣出された。一九四二年三月聯邦準備銀行は五十億弗を限度として直接國庫から公債購入の權限を與へられた(此種操作は從來聯邦準備法に依り禁止せられて居た。)

## 金融市場

金融市場に於ても金利は一九四一年末強調を示し三ケ年乃至五ケ年期限國庫債券利廻は九月の〇・六%に對し十二月一%に上り又三ケ月期限藏券割引率は同期間に於て〇・〇五%から〇・三〇%に上つた。乍併右の率は尙未だ超低位を示し金融市場は比較的緩慢を持續した。一九四〇年及び一九四一年を通じて聯邦準備銀行再割引率釘付せられ公債擔保貸附に對し七行は一%、他の五行は一・五%を維持した。其他の再割引操作に對しては紐

育及びポストンのみが1%を適用し其他の準備銀行は1・5%を維持した。一九四二年三月シカゴの準備銀行は再割引率を1%に引下げた。九十日銀行引受手形に對する準備銀行買相場（歐洲諸國の銀行公定利率に最も近似す）は一九三三年十月以來2%の儘不變であつた。

### 武器貸與法の金融

武器貸與法に基く支出は聯邦政府豫算支出の一部として包含せられた。故に若し貸與法に依る物資の引渡が豫算以外にて金融せらるゝものと假定すれば政府預算中に示された不足額は遙かに減少する事となる。例へば一九四二年第一四半期中の米國豫算は三十八億弗の不足額を示したが支出總額八十七億弗の内には貸與法關係豫算十四億弗が包含せられた。故に之を除外した純不足額は二十四億弗となる譯である。貸與法に基く物資引渡は兩當事國間には金融上の義務を發生せしめざるに不拘供給國に於ては國內金融の必要を生ぜしめた。

### 印度及び加奈陀

### 在英資金の國內金融

米國に於ける武器貸與法實施に伴ふ國內金融方法に比較すべきものは印度及び加奈陀に於ける磅資金累増に附隨する國內金融である（右の金融方法が政府豫算に包含せらるゝ否は別問題とす）。故に印度及び加奈陀に於ける豫算不足額の處理と磅勘定残高に對する金融とは別個の要素であるが事實上同一問題として考察すべきである。左表の示す如く右兩國に於ける磅勘定残高に對する金融は國內豫算不足額補填の爲め必要とせらるゝ借上額を遙かに凌駕した。

印度及び加奈陀の國庫借上狀況（單位百万磅）

一九三九年九月—一九四一年十二月	印	加奈陀
磅勘定残高金融に因る國庫借上 (1)	二三〇	三〇〇
國內豫算不足額に對する國庫借上 (2)	二〇〇	一七五
國內借上總額	二五〇	四七五

註(1) 磅預金残高及び磅貨證券、公債償還及び還元等を包含す

(2) 本表の期間は豫算年度と合致せざる爲め概算額に據る

前表は單に概況を示すに過ぎないが實際に於ては加奈陀は米國に對し債務を有つて居るが印度は之を持たない。前者は武器貸與法に依る援助を受けて居ないが（但し特別協定を締結した）後者は之を受けて居る。又加奈陀は英國に對し武器の無償交付を行つて居るが印度は一九四一年九月協定に基づき英本國から主要資材及び武器の

無償交付を受けて居る。

國內金融事情に於ても兩國は根本的相異を示して居る。特に加奈陀は印度と反對に近代的銀行制度と資本市場を有つて居る。印度に於ては中央銀行が直接磅資金の購入を行つて居るが加奈陀では政府の一代行機關が其購入を管掌し該磅貨引當に内國債發行時期迄一時的に必要を生じた加奈陀弗を中央銀行から借入れる事として居る。印度政府は磅貨證券の還元を促進する爲め之に代るべきルービー證券を發行した(利率其他同一條件に依り)。加奈陀政府は豫算不足額の補填及び磅勘定殘高金融の爲め新公債を發行した。

### 印度準備銀行の地位

印度準備銀行の磅貨資産は繼續的且つ正調に増加し一九四一年十二月迄の間に一時巨額の減少を示した丈であつた(一九四一年三月六千五百萬磅の印度證券が買戻された爲め)。開戦以後一九四一年末に至る期間に於て印度準備銀行は一億五千萬磅餘の磅準備を増強した。右金額は政府の必要借上總額の約三分の二に相當した。

#### 印度準備銀行貸借状態 (單位百万磅(一))

毎月平均		資 産			負 債	
金 (2)	磅貨資産 (3)	留 比	資 産	紙幣高流	預 金	國 庫 諸銀行
		政府證券	貨 合計(4)			

一九三九年八月	六六	四八	二八	五六	九一	一三五	一八	一〇
十二月	六六	八〇	二八	五〇	九二	一七二	一〇	一二
一九四〇年十二月	六六	一三九	三七	二二	六六	一七八	一二	三七
一九四一年十二月	六六	二〇二	三二	二六	六六	二四四	一五	二八

註(1) 換算率は凡て一留比〓一志六片

(2) 時價に依る

(3) 磅預金殘高及び磅貨證券(主として藏券)

(4) 其他留比資産を包含す

右期間に於ける磅貨取得に依る資産増加額は他方に於て紙幣流通高一億一千萬磅の膨脹及び留比鑄貨三千萬磅の市場流通となつて現はれた。尙登録銀行現金準備は約三倍に増加した。

### 加奈陀銀行の地位

加奈陀銀行の資産は金及び米弗準備が外國爲替管理局へ移轉せられて以後其九五%強は各種形式に依る政府資産を示すものであつた。

### 加奈陀銀行貸借状態

(單位百万磅(1))



各 月 末	資		産		負		債	
	金	磅貨資産 (2)	加奈陀弗資産 (3)	其他 合計	紙幣流 通高	預 府 諸銀行 金	預 府 諸銀行 金	預 府 諸銀行 金
一九三九年八月	四八	一二	三七	二	三九	四一	七	四六
十二月	五一	一五	五三	一	五四	五三	一一	四九
一九四〇年十二月	一	九	一三一	三	一三四	八二	二	四九
一九四一年十二月	一	四六	一三八	八	一四六	一一三	一七	五三

註(1) 換算率は凡て一磅＝四・四〇加奈陀弗

(2) 一九四〇年四月迄は米弗資産を包含す

(3) 一九四〇年四月末加奈陀銀行は金及び米弗引換に公債二億五千万加弗(五千七百万磅)を取得した。

(4) 本欄數字中には特許銀行の紙幣流通高を包含す。本表期間中右は二千百万磅から千七百万磅に減少した。

加奈陀銀行の磅買入は比較的少額且つ不規則的であつた。磅保有高は一九四一年六月二十五日約七千万磅に増加したが同月末には百萬磅以下に激減した。其後一九四二年三月二十五日再び一億磅以上を示したが二回に互る大減少の結果六月初再び百萬磅以下に落込んだ。加奈陀銀行の磅保有高の動向は外國爲替管理局の磅買入と符合しないが同局の加奈陀弗需要と合致した。従つて右は政府の普通借上の一形態と認めらるべきものである。實際上一時的通貨膨脹阻止の爲め加奈陀銀行は爲替管理局が同行に對し磅を賣つた時に公債を市場に賣放し又反對に

同局が銀行から磅を買入れた時同行は市場に於て公債を買入れた。

乍併加奈陀銀行の國庫貸上は開始以後一九四一年末迄の間に約八千萬磅を増加したが（政府證券及び磅買入の方法に依り）右は同期間中の國內借上總額の五分の一弱に相當した。右に對し紙幣發行額は七千萬強の増加を來したが殘額は國庫預金及び特許銀行預金の増加に反映した。紙幣流通高増加額の内千萬磅餘は特許銀行の金庫中に納められ此等銀行の現金準備は加奈陀銀行に於ける預金額以上の増加を示した。國庫所要額の残りの部分（四億磅弱約十七億加弗）は公債發行に依り補填せられた。政府は三回の軍事公債發行に依り十二億五千萬加弗を獲得した。即ち一九四〇年一月中十二箇年償還三・二五%利付公債を平價で發行し、同年十月中十二ケ年償還三%利付公債を九八・七五で發行し尙一九四一年六月中十ケ年償還三%利付公債を額面價格で、五ケ年償還二%利付公債を九九で發行した。尙差額は藏券及び短期國庫債券發行に依り補填せられたが其大部分は各銀行へ割當てられた。

### 兩國に於ける信用膨脹の影響

加奈陀に於ける中央銀行信用膨脹の六〇%は紙幣流通高に反映したが（少額の鑄貨保有高は不變）印度に於ける信用膨脹の九〇%餘は紙幣及び鑄貨の膨脹となつて現はれた。通貨に及ぼす影響の大相異は市中銀行の活動状態に基因した。印度に於ける登録銀行の預金は一九三九年八月以後一九四一年十二月迄の間に一億九千萬から二億六千萬磅相當額に増加したが割引手形及び貸附は一〇%の増加を示せるに過ぎなかつた（八千二百萬から九千

萬磅に)。然るに加奈陀の特許銀行預金は同期間中五億八千萬から七億磅相當額に増加したが普通民間貸出は三〇%の膨脹を示し一億九千萬から二億五千萬磅に増大した。加奈陀に於ては不急不要の民間借入抑制の爲め一九四一年十月中月賦販賣金融制限に關する法律が發布せられた。

## 日本

### 豫算並に國債狀況

一九四二年三月以前の四會計年度即ち一九三七年央支那事變勃發以後の時期に於ける日本の軍事費總額は二百三十八億圓に上り歳出豫算總額三百二十七億圓の約七〇%を占めた。右期間に於ける豫算不足累計額百九十六億圓は全額内國公債の發行に依り補填せられた。國債費の増加は其他支出膨脹の主因となつた。大藏省豫算は一九三六―三七年度に於て四億四千萬圓を計上したが一九四〇―四一年度に對ては十九億一千萬圓に激増し軍事費以外の支出總増加額二十億七千萬圓に對し十四億七千萬圓の増加を示した。

一九四〇―四一年度の租稅收入は一九三六―三七年度に比し三倍増を示したが四年間の通常歳入總額は歳出總額の四〇%に當つた。一九四一年十一月及び一九四二年一月に制定せられた新稅法に依る增收額は二十億圓餘に

推定せられた。

左表中の一九四一—四二年度豫算は大東亞戰爭勃發以前に編成せられたものであるから其後に於て巨額の軍事費が計上せられた事は云ふを俟たない。

豫算(1)及び内國債狀況 (單位百万円)

會計年度(四月—三月)	歳出(2)			歳入(3)			豫算不足額	内國債	
	軍事費	其他	合計	租稅	其他	合計		合計(4)	各年度增加額
一九三六—三七年	一、〇七六	一、二〇四	二、二八〇	一、〇五二	七二〇	一、七六三	五一九	九、二五八	七三五
一九三七—三八年	三、七七七	一、四二二	五、二〇八	一、四三二	八七八	二、三〇九	二、九三九	一一、五二七	二、二五九
一九三八—三九年	六、〇二七	一、八〇四	七、八三二	一、九八四	九二五	二、九〇九	四、九二二	一六、〇六五	四、五四八
一九三九—四〇年	六、二三四	二、三三〇	八、五六四	二、四九五	一、一七七	三、六七二	四、八九二	二二、六二八	五、五六三
一九四〇—四一年	七、七六四	三、二七〇	一一、〇三四	三、一六四	一、〇四六	四、二一〇	六、八三四	二八、六一一	六、九八三
一九四一—四二年	八、一三〇	四、〇七五	一二、二〇五	三、六九一	一、〇〇〇	四、六九一	七、二三四	三九、二五〇	一〇、六三九

註(1) 一九四一年四月發行三菱月報掲載數字に據る。一九三九—四〇年度分迄は施行豫算、一九四〇—四一年度分(追加豫算を含む)及び一九四一—四二年度分は豫算額。

(2) 純計豫算。軍事費中には臨時軍事費特別會計(支那事變)並に一般會計豫算國防費を包含す。

(3) 一般會計豫算。

(4) 各三月末(米穀証券及び蚕糸証券を除く)

一九四一年四月以後年末に至る九ヶ月間の公債発行額は七十五億圓以上に達したが（全年度豫算不足額を超過）尙一九四二年一—三月中更に三十億圓（前年同期の二倍）の公債が発行せられた。故に一九四一—四二年度の豫算不足額は百五億圓以上と推定せられた。一九四二—四三年度の一般會計豫算は八十八億三千七百萬圓と計上せられ尙百八十億圓の軍事費豫算通過の結果豫算合計額は二百二十八億圓餘を示した。政府は百六十三億圓の公債発行の権限を附與せられたが夫以前の發行未済額四十億圓を加ふる時は一九四二—四三年度の公債發行豫定額は二百億圓を超過するものと推定せらる。

右公債發行が通貨上に及ぼす影響は主として日銀以外の公債引受状況に依るものとせられて居る。左表は最近五年間に數ける公債引受狀況を示すものである。

内、國、債、狀、況（一）（單位百萬圓）

各 曆 年	内國債總額（2）	年 次 増 加 額	日本銀行引受額	其 他 應 募 額
一 九 三 七 年	九、〇七〇	八六〇	五六〇	三〇〇
一 九 三 八 年	一四、九三〇	五、八六〇	四五〇	五、四一〇
一 九 三 九 年	二〇、二五〇	五、三二〇	五八〇	四、七四〇
一 九 四 〇 年	二七、〇〇〇	六、七五〇	一、五三〇	五、二二〇
一 九 四 一 年（3）	三六、二六〇	九、二六〇	一、三九〇	七、八七〇

註(1) 外國債は本表期間中二億圓を減少十二億二千万圓となる。

(2) 各年末現在高

(3) 概算額

一九四一年中の公債發行高は一九三七年末現在高を越ゆるに至つた。乍併最惡條件は一九四〇年に於て經驗せられ同年中の日銀公債引受額は十五億圓に上り前三年間の合計額に匹敵した。一九四〇年秋國內銀行の協力強化に關する措置が講ぜられた結果一九四一年に於ける日銀引受額は多少の減少を示し前年の發行總額に對する二三%の割合は一五%に低下した。右の現象は同年中に於ける各種機關及び地方自治體の債券發行著増の事實に徴して一層注目し値するものであつた(一九四〇年中の社債及び地方債發行高二十五億八百萬圓に對し一九四一年は三十七億四千九百萬圓)。

### 日本銀行の地位

一九三六年以後に於ける日本銀行營業狀態に於て最も顯著なる變化は公債保有高四十五億圓餘、紙幣流通高四十億圓餘及び預金及び當座勘定總額九億圓の増加であつた。公債勘定は一九四一年上半期中多少の收縮を示したが同年下半期中十五億圓を増加した。

### 日本銀行貸借狀態 (單位百万圓)

毎 月 末	資				産			貸借表		負	
	金 (1) 外國爲替	金 (2) 特別爲替	金 (3) 基金	金 (4) 貸外國爲替	公債	割引手形	代理店	總計	發行券	政府預金	當座勘定
一九三六年十二月	五四八	五一	一	一五九	八二九	五八六	三四	二、五二二	一、八六六	三二七	一九
一九三七年十二月	八〇二	五二	一	一六三	一、三八七	四六五	五七	三、〇三九	二、三〇五	三〇三	一三三
一九三八年十二月	五〇二	五五	三〇〇	三二	一、八四二	四五七	一一〇	三、四七七	二、七五五	二八六	一三一
一九三九年十二月	五〇二	五三	三〇〇	二五五	一、四二七	八一〇	一九八	四、七三五	三、六七九	五四七	一六三
一九四〇年六月	五〇二	四六	三〇〇	一一三	二、五〇七	八三四	二三五	四、七六二	三、五九七	六一〇	一五二
十二月	五〇二	六四	三〇〇	一四三	三、九四九	六七六	二八七	六、一四二	四、七七七	七三八	三三九
一九四一年六月	五五五	三〇〇	三〇〇	三〇	三、八四七	五四三	三三九	五、八六六	四、二四七	七九一	三四一
十二月	五三三	三〇〇	三〇〇	五二	五、三四〇	八五二	四六五	七、七七七	五、九七九	七九四	四四五

註(1) 一九四〇年十二月迄金貨及び金地金(少額の銀を包含す)

(2) 一九四一年以後外國爲替の獨立科目(海外代理店勘定)は廢止せられ準備勘定は「金塊及び外貨勘定」と變更せられた。

(3) 本科目は一九三八年に設定せられた「運用基金」である。其構成及び運営に就ては發表せられて居ない。

(4) 割引手形中には「一九二七年法律第五十五號に依る割引手形」を包含す。右は本表期間中四億七千二百萬から二億四千九百萬圓に減少した。

一九四一年中の當座勘定増加は主として朝鮮銀行及び台灣銀行の預金増加に依るものであつた(兩行の發行準備は従來は日本銀行兌換券の形式に依つたが其後預金の形式に代へ得る事となつた)。公債買入の形式に依る日

本銀行の國庫貸上増加は紙幣流通高膨脹の結果同行に於ける市中銀行現金準備高に著しい變化を生ぜしめなかつた。

國庫金融の大部分は各銀行及び其他金融機關を通じて行はれたが（日本銀行其他各銀行並に各種金融機關は國債總額の約八五%を保有す）此等機關に於ける預金の増加は特に注目しに値した。

各銀行其他金融機關に於ける預金年増額（單位百万円）

會計年度	年次増加額
一九三八—三九年	七、三三〇
一九三九—四〇年	一〇、二〇〇
一九四〇—四一年	一二、八一〇
一九四一—四二年	一六、〇二〇

金利市場

長期金利は公債發行條件に示さるゝ如く殆んど不變であつた。十一ケ年乃至十七ケ年期限三分半利付公債は利廻三・六五%の價格で發行せられた。公定歩合（商業手形割引率）は一九三六年四月以來の三・二八五%を維持



した。右の利率は一九三七年七月以後公債擔保手形に對しても適用せられ公債利廻以下になつた。

### 新財政金融基本方策

一九四一年七月政府は國家總動員計畫に基き一九四〇年十二月制定せられた「經濟新體制要綱」の一部として「財政金融基本方策」の實施を發表した。右新方策の要旨は

(一) 國民所得概定額に基く國家資力を國家目的に従ひ配分し又市場の公債消化能力に應じ公債發行を決定し

(二) 各省豫算配分方法其他に關する豫算編成方法を改正し

(三) 日本銀行の商業及び銀行業に對する統制力強化に依り資金の動員を圖り

(四) 新財源確保及び消費抑制の爲め税制を改革し、

(五) 遊休産業施設の利用及び新工場の建設等に對し政府の保證を擴大するにあつた。

右方策の各部分は既に實施せられ日本銀行權限の擴張、戰時金融金庫の創設等となつて現はれた。一九四二—四三年度の資金動員計畫は國民所得推定額四百五十億圓（一九三九年二百五十億、一九四〇年三百二十億圓）を基礎として建てられた。右の内政府は二百四十億圓を國庫へ吸收する計畫を立て（八十億は通常歳入の形式に依り六十億は借上の形式に依り）、六十億圓は生産增強の爲めの投資、百五十億圓は私經濟消費に充當せらるゝ

事となつた。一九四二年四月金融統制會が創設せられたが同機關は日本銀行總裁を會長とし政府の財政方策を企畫し其實施に協力する事となつた。

## 借上技術

### 借上技術の進展

交戰諸國が等しく直面する戰爭金融上の財源及び之に關聯する各種問題は汎く研究せられたが借入技術に關する諸問題は比較的等閑視せられた。先づ第一に自由應募に依る公債と各種の義務的應募條件が附せられた強制公債とを區別する必要がある。一般的に戰時に於ける消費の制限、消費財補給の減少及び其配給制の結果各個人は單に金の使途なきが爲めに貯金を餘儀なくせらるゝに至つた。而して政府以外の借手が事實上皆無となつた現在に於て此等の貯蓄を直接又は間接に利用し得るものは政府である。尙最近に於ては此等資金の漏出口を塞ぎ又其の分散を防ぐ爲め過剩資金借上に關し或種の強制的要素が導入せらるゝに至つた。

獨逸に於ける「鐵貯金」の新形式に依る貯金加入は任意的であるが或勞働者が右に依り給料の一部を貯蓄する意思を表明すると同時に彼は少なくとも三ヶ月間一定金額拂込の義務を負擔し尙該貯金は戰爭終結後一ヶ年間固

定せらるゝ事となる、尙「積立利益金」に關する新規定に依る企業經營者の預託金は利益金預託勘定に積立てられ其利用方法は戦後大藏大臣に依り決定せらるゝ事となつて居る。右の預託金は預託者に於て戦時經濟上の理由に依り又は特に經濟的困難の爲め該資金の必要を生じたる事を立證し得る場合に限り五〇%を限度として拂戻を受け又は拂込を猶豫せられる(拂戻額にしては三・五%の利子を附せられる)。英國に於ては一九四一年豫算以後強制貯蓄制度が直接税の擴張と連繫して實施せられた。戦前は約百萬の勞働者が二百五十萬磅の所得税を拂つて居たが一九四一—四二年度に於ては所得税は五百五十萬の勞働者に擴大せられ其納税額は一億二千五百萬磅に上つた。然るに右金額の内六千萬磅は戦後期限の借上として取扱はれ戦争終結後に於て拂戻さるべき貯蓄勘定へ夫れ々納税者名義で貸記せられた。尙法人超過利得税も現在一〇〇%を徴收せられて居るが内二〇%は配當金又は無償株發行に充當しない事を條件として戦後納税者へ拂戻される事となつて居る。一九四二年五月伊太利で實施せられた方法も大體右の性質を同うするものである。戦時超過利得即ち現在及び平時利得の差額から特別税として既に支拂つた金額及び普通利益の一部分を認めらるゝ金額を控除したる額は強制的に九ヶ年期限三%利付國庫債券に投資せしめられた。右は所有者名義で登記せられ戦争終結迄讓渡不可能のものである。右金額の用途は戦後に於て決定せられるが再施設及び商品の補充に優先が認めらるゝ事となつて居る。尙株式會社の設立又は現存會社の増資の場合は拂込資本又は新資本の二〇%以上を非市場性三分利付國庫債券に投資すべき規定が設けられた。無償株發行の場合は額面の五〇%に相當する金額を一ヶ年以内に國庫債券に投資せねばならない。

前記數例に示さるゝ如く獨英及び伊太利に於ける戰時借上は法人超過利得税と密接に連結せられた事實が認められた。伊太利に於ては公債の應募と株式發行に依る新規資金の獲得が連結せらるゝに至つた。英國に於ける少額強制貯蓄は所得稅率に準據して定められたが此種の標準決定方法は公債應募にも適用せられ強制的割當額は納稅額又は所得に比例して定められた。新西蘭に於ける一九四〇年九月發行強制公債の割當額は一九三八—三九年度納入所得稅額から一定金額を控除した金額に定められた。一九一四—一八年大戰當時の前例に従ひ計畫せられた和蘭の強制公債（同計畫は不評を買ひ實際發行せられなかつたが其後發行せられた任意公債は成功を齎らした）は純財産税として支拂はれた金額を基礎とする筈であつた。

### 強 制 公 債

強制公債は一九四一年中勃牙利、羅馬尼、スロヴァキア及び土耳其に於て又一九四二年初期クロアチア及び希臘に於て發行せられたが其強制割當額の標準は各様に亘つた。最も普通の形式は株式會社の積立金（又は其他資産）に對する一定比率であつた（勃、羅、土及びクロアチア）。銀行流動資金も亦政府借上の目標となり間接（スロヴァキアに於ける如く各銀行は國債市場維持の爲め一特殊機關に預託を命せられた）又は直接（希臘に於ける如く各銀行現金準備の一部は徵用せられ各銀行は流動資金補強の爲め預金證券の發行を餘儀なくせられた）公債に投資せしめられた。尙羅馬尼に於て採用せられた方法は多岐に亘つたが就中統一公債の強制割當額は一ケ

年納稅額（土地所有者及び工業經營者に對し）、月俸額（官吏に對し）、土地面積（農民に對し）を基礎として定められた。

強制公債の發行を行はなかつた國に於ても或種資金は自動的に國債に投資せられた。右は一般的に失業救済、社會保險等の豫算外基金の場合に於て見られた。尙配當制限に關する法律は屢々一部資金の公債投資に關する補足的條項を包含した。又政府當局から各機關に對して與へられた各種形式の投資指針又は心得等の内にも多分の強制的雰囲気が含まれた。一九四二年五月和蘭に於て公布せられた法律は公債投資促進の爲め各種投資機關（貯蓄銀行、保險會社、社會保險基金等）の不動産投資を制限する事となつた。尙其他諸國の内中央銀行に對し公債引受に關する協力を命令する權限を附與せられた例もあつた（日本に於ける如く）。

## 普通公債

次に普通公債發行に就て見るに獨英兩國に於ける *Government*（確定利率に依り短期證券を連續的に賣出す）發行技術が米伊其他大多數諸國に於ける戰時公債發行技術と對比して如何なる發展を遂げたかは注目に値する。米國に於ては市場性證券の *Government* 發行は見られなかつた。大藏省證券及び長中期國庫債券は普通三月、六月、九月、及び十二月中の一定期日に於て一定金額が賣出された。發行額は豫定せられ應募額が豫定金額に達するに同時に賣出は締切られた。此場合に於ける發行の成果は主として市場の狀況如何に懸つたが特に戰時に於ては刻々の形

勢如何に依り一時的衝動を受くる事もあつた。

之に反し獨英兩國政府は連續的に長中期借入を行つた。開戦以後獨逸に於て公募せられた公債は凡て何時にても買入れる事が出来る國庫債券の形式に依り發行せられた。獨逸政府は毎年新公債を發行したが一九四〇年は四%、一九四一年は三・五%利付であつた。各公債は數回に分割發行せられ各回分の應募は普通一ケ月乃至二ケ月間繼續せられたが發行價格及び期限は夫れ々異なつた(一般に發行價格は引上げられ期限は五ケ年乃至二十ケ年に延長せられた)。

### TAP 發行 技術

舊形式に依る軍事公債は英國に於ては一九三〇年三月發行分を最後とし夫以後の分は凡て中期軍事公債の形式に依り毎回約六ケ月間連續的に賣出された。各公債は孰れも額面價格で賣出され利率は二・五%に一定せられ最長期限は七ケ年から九ケ年九ケ月に延長せられた。乍併獨逸に於ける公債發行は繼續的に行はれ又ライヒスバンクは公債の整一狀態維持の爲め時々賣買を行ひ市場統御を圖つたが英國に於ける連續發行は一九四一年中二ケ月間(八月央から十月央迄)中斷せられた。右期間に於て市場は餘裕を回復し、通貨量は補強せられ、既發行公債は維持せられ尙新公債の發行が待望せらるゝに至つた。英國に於ては英蘭銀行の長中期公債直接買入に依る市場維持方法よりも公債最低價格の制定及び藏券公開市場操作と併用した右形式の市場統御方法が選ばれた。

濠洲（及び最近に於て新西蘭）に於ては、發行技術と戰時公債發行技術が併用せられた。新規資金の増加に従ひ之を吸収する爲め發行條件公表以前に於て次回の戰時公債申込が受理せられた。右の前拂應募者に對しては條件發表後に於て確定利率に依る利子が支拂はれた。應募者が其條件に不満足の場合は申込を取消す事が出来たが此場合には利子は支拂はれなかつた。

## 證券の形式

### 英國に於ける證券形式

借上技術と共に注目すべきは現在の證券形式である。英國に於ける長期公債は從來三種の形式に於て發行せられた。其一は單なる讓渡に依り移轉せらるゝ無記名證券、其二は記名式裏書に依り讓渡し得べき記名式證券、其三は特に證書を發行する事なく單に英蘭銀行に於ける元帳に記入せらるゝ登録證券である。登録公債は名義人自身又は其代理人の英蘭銀行出頭を要するもので此種公債は無記名式又は記名式程に一般的ではなかつた。此種公債發行に關する規定は設けられたが戰時に於ては餘り利用せられて居ない。一九四一年十月中新二分半利付軍事公債が初めて無記名式及び記名式の形式のみに依つて發行せられ登録公債の漸次退場を示唆した。

### 獨逸に於ける證券形式の進展

開戦以後に於て英國公債形式に示された右の變化は獨逸に於ける動向と全然正反對のものであつた。各種機關を通じて行はれた獨逸の所謂無音式借上方法は債務を代表する公債證書又は其他有形的證券を發行せず單に帳簿上の記入に止まる借上形式に進展を示した。右形式に依る最初の公債發行は一九三八年に遡つた。當時四分半利付第三回國庫債券應募者に對し從來の無記名式及び記名式證券以外に有價證券集合寄託銀行に集合寄託の方法を選択する可能性が與へられた。集合寄託債券の大部分は償還時期迄右銀行の手許に保管せらるゝ爲め個別的證券の發行は不要となり政府は總括的證書を發行した。

一九四〇年中右は更に一步を進め政府の總括的證書は廢止せられて集合寄託は集合管理へ進展した。其結果有價證券集合寄託銀行は債權受託者ではなくなり債權管理者となつた。法律的には右銀行は政府に對する債權者となり同行のみが寄託仲介者たる各銀行の受託者として債權處分の權限を與へられた。而して各銀行は夫々得意先の受託者となつた。右の方式に依る時は公債の移轉、利拂及び償還は凡て帳簿上の記入に依つて行はれた。各單獨證券の市場買戻又は抽籤に依る償却は集合管理の場合には不適當である爲め政府は其技術を變更して部分的抽籤方法に依り償還を行ふ事とした。一九四〇年十二月三十一日附法律に依り右制度の運用は更に擴大せられ集合管理下に置かれた寄託組成部分は取引所に於て讓渡し得らるゝ事となつた（此措置は非流通性流動公債には殆ん



に影響しなかつたが市場性國庫債券には重大關係があつた。尙一九四二年三月廣汎に亘る合理化措置の實施を發表しライヒスバンクは從來柏林金庫組合ベルリナーカッセンフエライン小切手交換所及び國內十ヶ所の有價證券集合寄託銀行管掌の有價證券集合寄託及び管理事務全部を接收集中する事となつた。同年五月柏林金庫組合小切手交換所株式は一部ライヒスバンク株式の一部公債に換へられた。

獨逸に於ける新制度の進展は次の數字に依り其實狀を窺知する事が出来る。一九三八年中國債登録元帳に記入せられた適格公債は一〇%に過ぎなかつたが一九四〇年中右比率は六四%に上昇した(内流動公債九〇%國庫債券三六%)。一九四一年に於ては流動公債は九七%の比率を示し國庫債券は第一回分の六〇%弱から第四回分の八〇%に上つた。一九一四—一八年大戰中政府は九百七十億ライヒス馬克の戰時公債發行の爲め六千四百萬枚の個別證券十三億枚の利札を發行せねばならなかつた。右の割合に依り算出すれば一九四〇—四一年中發行せられた三百四十億ライヒス馬克の公債に對しては約二千三百萬枚の證券が發行せらるべきであつたが實際發行數は三百二十萬枚に止まり約二千萬枚の證券發行が節約せられ又毎年約四千萬枚の利札取扱が省略せらるゝ結果を示した。之に依り公債管理當局は多大の事務及び資材を節減し又公債所有者は手數省略、定時利子入金、紛失の危険回避及び保護預手數料の節約等の利益を享受した。

主要交戰國及び其他諸國に於ける各種の發行技術及び各様の證券保有形式は前大戰當時とは全然反對に政府の借上條件を漸進的に有利化せしむるに至つた。換言すれば公債條件は應募者に取つて漸次不利化し應募者の高利

率に對する思惑を一掃するに至つた。

## 各國國債高及び國債費

戰時中の利率水準は新長期債に對する永續的經費及び流動債に對する經常國債費を決定する。戰後利率上昇の場合に於ては流動債の借替及び固定經費も亦増加を免れない。乍併國債の負擔は金利のみに懸るものではなく現在及び戰後に於ける物價水準（及び國民所得を支配する凡有る要素）並びに國債總額如何に依るものである。英國に於ける内國債は一九三一年の六十三億磅から一九四二年三月現在百三十億磅に上昇した。獨逸の内國債（一九二四年以後）は一九三二年末の四十億から、一九三九年八月三百億、一九四一年十二月千二百十億ライヒス馬克に躍進した。日本の内國債總額は一九三六年の百億圓弱が一九四一年末には三百六十億圓に増加した。米國聯邦債は一九三二年二百億弗以下であつたが一九四〇年（六月國防計畫當初）四百三十億弗前後に膨脹し一九四一年十二月には五百八十億弗に激増した。乍併一九四一年末に於ける米國々債額は一ケ年間の國民所得に比すれば尙低位に在つたが右比率は獨逸及び日本に於ては略々同位を示した。尙伊太利の國債額は一ケ年國民所得を超過したが二ケ年分には達しなかつた。然るに英國の國債額は既に一ケ年國民所得の倍額を示した。

利率の一般的低下の爲め國債費は國債額と同一割合で増加はしなかつたが米國の國債費は現に租稅收入の十分

の一に當り、獨逸に於ては十分の一強、英國に於ては六分の一、日本及び伊太利に於ては三分の一を占むるに至つた。一九四二年一月米國議會に對する致書中に於て大統領は聯邦債は一九四三年六月迄に千百億弗に達する見込であるが其膨脹に伴ひ一九四〇年中十億弗に止まつた利拂額は一九四三年には二十五億弗突破を免れない旨を豫告したが尙「斯くの如き國債費の激増は其他の狀況下に於て引下可能の稅率を戰後或期間据置を餘儀なくせしむるものである」と附言して居る。

### 獨米英に於ける租稅收入の動向

近年に於ける獨米英租稅收入の動向を見るに獨逸の租稅收入は左表の示す如く一九三三年以來規則的に増加を來した。一九四一年の租稅收入は一九三三年の夫れに比し獨逸に於ては四倍半、米國は三倍半、英國は二倍半に増加した。一九三二―三三年は大多數諸國に於ける經濟恐慌のさき底時代であつたが其後の景氣回復に伴ひ各國の租稅收入は漸増を示した。英國の増加率は緩調を示したが之は同國租稅收入の比較的安定に依るものであつた。一九二九年以後一九三三年迄の間に英國の租稅收入額は事實上二%の増加を示せるに反し同期間に於て獨逸は二五%、米國は三八%の低下を來した。

獨、米、英三國租稅收入動向

年次	租稅收入指數 (一九三三年=100)			年次增加率 %		
	獨逸	米	英國	獨逸	米	英國
一九三三年十二月	100	100	100			
一九三四年六月	110	125	95	10	25	(1)
一九三五年十二月	120	140	95	9	15	(1)
一九三六年六月	140	150	100	18	7	0
一九三七年十二月	165	175	100	18	14	4
一九三八年六月	180	200	100	20	14	3
一九三九年十二月	200	225	110	22	13	7
一九四〇年六月	220	225	110	20	2	0
一九四〇年十二月	250	220	120	20	(1)	4
一九三九年六月	290	195	125	34	(1)	9
一九四〇年六月	340	190	130	36	(1)	2
一九四〇年十二月	370	220	140	37	20	0

	十二月	六月	十二月	一月
一九四一年	四〇〇	四五〇	三〇〇	二七〇
一九四二年	四七五	四六〇	三七五	二七〇
一九四二年	二四〇	二〇〇	二〇〇	一九
一九四二年	一七〇	二〇〇	二五〇	一八
一九四二年	二二	四一	五五	六三
一九四二年	三三	四八	五五	五五

尙年次増加率に就て見るに獨逸は今次開戦前迄毎年二〇%宛規則的増加を示したが英米特に米國に於ける増加率は經濟活動の變化に伴ひ高低を示した。米國歳入の動向は同國經濟消長の尺度であつた。同國租稅收入は一九三七年ブーム以後減少し（一九三八年中増加率は零以下に落ちた）一九三九年末以後急昇を示した。物價の動向が租稅收入に重大影響を及ぼした事は云ふ迄もない。此點に關して開戦以後の英國卸物價が五〇%の騰貴を來せる事實を考慮に入れねばならない。

結 語

戰爭第四年に於て各國財政上特筆すべき新問題は發生しなかつたが國富總額に對する軍事費比率の増大に之に伴ふ甚大なる金融操作に依る各國の負擔は益々重加するに至つた。財政的考慮が戰爭努力の推進を阻止する事はなかつたが機宜に適せぬ方策が現在及び將來に對する禍因たる事は愈々痛切に認識せらるゝに至つた。茲に於て

インフレ防止の問題は物質面からのみでなく尙通貨面から討究せらるべきものこそせられ即ち物價統制及び其補助的手段たる配給制に依るのみでなく尙過剩購買力吸収を目標とする措置の講究に依らねばならない事が強調せらるゝに至つた。斯くして低金利々益の偏重は信用機構安定の欲求へ轉移を示し又暫定的貯蓄の偶發的解放が既に困難視せらるゝ戰後通貨問題を一層複雑化する過剩購買力を累積せしむる事を迴避する爲め其固定の必要が重視せらるゝに至つた。

# 大東亞戰迄の上海經濟界

## 第三章 上海の工業

### 目次

- (イ) 支那工業界に於ける上海の地位
- (ロ) 北支事變
- (ハ) 工場の被害
- (ニ) 工場の急速な復舊
- (ホ) 上海の動力販賣高
- (ヘ) 上海工場の新分布
- (ト) 工場の住宅街進出
- (チ) 復興の頓挫
- (リ) 小企業の勃興
- (ヌ) 新工業の種類
- (ル) 工場の日支合辦
- (ヲ) 第三國人の策動
- (ワ) 上海の電力會社及紡績會社の復舊
- (カ) 支那工場の還附
- (コ) 南京政府の工場還附細目
- (タ) 支那工場主の猜疑
- (レ) 上海の製糸業
- (ソ) 華中蚕糸
- (ツ) 生糸輸出港としての上海
- (ネ) 綿業
- (ナ) 上海綿製品の南洋進出
- (ラ) 法幣の動搖と棉業の凋落
- (ム) 日本側紡績工場の打撃激甚
- (ウ) 經濟的封鎖と日本紡績工場の生産制限

（キ） 棉花の輸入と軍票

（オ） 上海工業界の三年半

（ク） 紡績會社の収益と株價

### （イ） 支那工業界に於ける上海の地位

一九三七年事變勃發迄上海は支那の近代工業機構の中樞をなしてゐた。過去十年來支那は經濟的及戰略的考慮から支那の近代的工業活動の輿地分散を企圖して居つたがそれでも一九三四年には未だ上海は支那全國工業資本金總額の四割を占め、支那勞働者の四割三分は上海に集まり、その生産は支那の總工業生産高の五割を占めて居つた。殊に支那の最重要産業の一である纖維工業に至つては、紡錘及織機の五割以上は上海にあつた。

一九三七年上半期中上海は一九三三—三五年の世界的大不況から恢復して工業は眼覺ましき活氣を呈したがこの景氣には國際的經濟恢復、支那の幣制改革、外國資本の流入等も大いに貢獻した。上海背後の輿地及支那各地市場も商品の賣行が激増した。この狀勢に對應して上海の紡織工業は全能力を發揮して晝夜操業を繼續し、數年來休止してゐた工場も操業を復活した。紡織工業の股賑に連れて小規模の消耗品製造工業も著しく活氣を呈し、新工場の起工、舊工場の擴張工事等が盛んに行はれた。

### （ロ） 事變勃發と上海工業界の損害



一九三七年七月北支那に起つた日支兩軍の衝突は上海工業家を悲觀に陥れ、工場設備やストック品の虹口、揚樹浦及支那政府管轄下の大上海市等から外國租界及支那奧地への移動が活潑に行はれ、かくて百五十二の工場は奧地移轉を完了した。さうして八月十三日戰禍が上海に及ぶと同時に上海にあつた工場は殆んど全部休止状態に陥つた。

砲火、爆彈投下、市街戰、掠奪、大火等で上海の工場の大部分は破壊されてしまつた。さうしてその損害高は人に依つて見積額に最低三億五千萬から最高四十四億元と大きな開があつたが、併し調査が進むに連れて最初の推算が稍々誇張されたことが判明した。支那實業部はこれを八億元と勘定し、復旦大學の Li Chuan Shi 氏は八億四千四百五十萬元と、又上海市政府社會局は工場の破損を閘北は全部、揚樹浦及び虹口が七割、南市が三割と發表した。これに反し上海駐在米國商務官の調査の結果は總損害八億元、内工場の直接損害三億五千萬元であつた。以上發表された諸計數の内工場の直接損害丈けを計算するならば三億五千元といふ見積の方が實數に近いが、間接損害を考慮するならば或は四十四億といふ數字に信が置けるかも知れない。少さい方の數字を採つても一九三七年の工場損害は一九三二年の損害に比し數倍大規模なものであつたことは疑ない。

工場の被害は支那側に最も多く、外國人所有工場の被害は比較的僅少であつた。一九三八年八月サー・ロバート・コールダーマーシヤルは英國財産の被害を五十萬磅と發表した。日本側工業（これは紡績會社が主だが）の被害を約六千萬圓（三百五十萬磅）その内紡績會社の被害が約一千五百萬圓であつた。米國系の損害は比較的輕微で

あつた。

一九三八年上海市參事會年報には上海戰に依る上海全區域に於ける各種工業の損害總額が掲げてある。これは同業組合で蒐集した資料から編纂したものである。被害の最も甚しかつたのは纖維工業、化學工業、石鹼工場、製粉工場、製材所、一般消費財製造工場等である。

次に参考の爲一九三五年十一月三十日現在上海共同租界に於ける諸工場に關する上海市參事會の調査及一九三五年に於ける大上海市内工場に關する上海市社會局の調査を掲げる。

一、上海共同租界に於ける工場（手工場を含む）

	工場數	職工數
木工場	九八	二、〇一〇
家具製造	二三	九一二
金屬工業	一六七	二、六〇二
機械及金屬製品	一、一〇八	一九、〇五一
運輸用機具（水陸空）	二〇	一、二九二
煉瓦、土器、ガラス	四五	一、六三七
水道、ガス、電氣	五	三六二

化學藥品、關係商品	一九一	四、二二五
輕工業品（綿、絹、羊毛、麻）	五六七	七五、二四二
被服	二二六	一三、七六五
革、皮、ゴム	三六	一、〇三九
食料、飲料、煙草	一五五	二五、八八六
紙類、製本、寫真	六六三	一七、七三〇
學術機械、樂器、寶石、貴金屬	二二	六四〇
其他製造工業	九五	四、三一
計	三、四二一	一七〇、七〇四

上海の支那市内に於ける工場（手工場を含む）

（一九三五年度上海市參事會年報に依る）

工場數	職工數
織、維工業	五〇、四七二
機械、金物	一六、七〇八
木材	四、一〇一

製鐵鋼所	一六九	三、二二四
化學工業	一二一	七、四二六
家具	四六	—
運搬機具（陸海空）	四六	七三、四四八
煉瓦、セメント、ガラス	六一	三、三七〇
土木建築用材	三一	一、七九六
動力發生機	八	五、二六七
被服	三四四	一六、八二六
ゴム	七八	一一、八四五
食糧及飲料	八四	三二、三七九
化學機具、寶石	七二	一、七七九
其他	一八一	一七、〇二三
計	二、六七六	二四五、六六四

（一九三五年八月、上海英國商業會議所會報に依る）

## (ハ) 工場 の 被 害

上海地域内に支那側の紡績工場は三十個所ある、その内二十三工場は多少とも損害を受け中には全く活動を停止したものもある、七工場は租界内にあつた爲何等損害を受けず戦争中も操業を継続した。これ等の工場の内規模の最も小なるものは職工數六百であつた。日本側紡績工場數も同じく三十、その内規模の最も小なるものは職工二千人を使役してゐた。損害を受けたのは二工場で、一工場は操業全く不可能となつた。英國系紡績工場は規模の最も小なるものでも三千人の職工を使役してゐる。英國工場は何等直接の損害は受けなかつた。

支那側染色工場は多大の損害を受け、戦争で破壊された工場は大小合せて百九十個所と報ぜられる。メリヤス工場五十個所の内破壊されたものが十五でその内一つは日本側に屬するものであつた。工場が破壊される以前に機械設備を取り外してこれを他に移したものが九工場あつた。製糸工場は防衛區域内にある四工場を除いて他は全部破壊され、上海地域内にある四百の小型絹織物工場の内約三百が破壊されてしまつた。

窒素藥品、硝酸、工業用アルコール、醬油、酸素及アセチレンガス、その他の化學工業を含む九大工場は破壊された。而して石鹼製造工業の損害は殊に甚大で、六大工場は全滅した。英國系の一工場も損害を受けたが間もなく復舊した。日本側の一工場は全焼した。製紙工場は五個所全滅し、十四個所大破し、戦闘終了後復舊出來たのは四工場に過ぎなかつた。印刷出版會社の大破したもの二社、他の一社は素早く香港に移轉してしまつた。日

本側印刷工場の破壊されたもの二つ、上海地域で破壊された小型印刷工場は合計二百ばかりあつた。支那人所有の煙草工場十八個所の内八工場は全滅の厄に遭つた。外國煙草會社では僅かに一工場が損害を受けたが間もなく復舊した。上海の製粉工場は十五個所でその内戦禍を蒙つたもの八工場であつた。支那人所有の大規模の木材工場二十二個所は何れも租界外にあつた爲に全部大破又は全滅した。外に日本側外國側各一工場が破壊された。マツチ軸木工場は四個所破壊された。

大規模の造船所、印刷機械製造所及科學機械製造所各一工場が大破した。小型機械工場に至つては全滅したものの又は大破したものの實に數百の多きに及び、上海にゴム底製造工場が二十五個所あつたが戦闘が終つた後に操業開始するこゝの出來たのはその内僅かに六工場に過ぎない。租界内及越界路にあつた十一工場は全然破壊されてしまつた。上海地域にあつた二十五のガラス工場の内約半數は破壊された。右の外製鐘工場、學校用品製造所、ラミ工場、その他消費財製造工場の戦禍を蒙つたもの無數であつた。以上列舉した損害は戦禍の精確な調査としてよりは寧ろ戦前に於ける上海工業の種類及規模の測定としてより多くの價値が認められると思ふ。

## （二）急 速 な 復 舊

此の如き大規模の破壊及戦闘に依る上海經濟生活の一般的崩壊にも拘らず、上海の外國租界及戰爭區域外に於て始め小規模ながら製造工業の復活の顯著なるものがあつた。共同租界の西部中央部及越界路に於ける支那人

及英國人工場は九月中旬には一齊に操業を開始した。十一月下旬には共同租界の内蘇州河の北部を占領してゐる日本軍に對し戰爭地域にあつた工場設備、貨物、貯藏品の返還を要求したが目的を達するに至らなかつた。

一九三八年の春にはこの地域にあつた外國人所有工場の操業開始は出來たが支那人職工の出入に就ては制限が課せられ、一九三八年六月迄にこの地域で操業を許された支那人紡績工場は僅かに一個所で而かもそれには種々制限が附せられた。

共同租界の北部及東部に於ける工業活動の復活に對し日本軍に依つて課せられた各種の制限、この制限に對する支那實業家の反感、上海の一般商業及資易の復活、支那奧地から流動資本の安全の地を索めて上海租界への逃避、及上海の莫大な勞働供給力が相待つて一方には上海工業の地理的再分配と他方には急速な工業の復興とを結果した。

### (ホ) 上海の動力販賣高

上海電力會社の動力販賣高は上海に於ける工業活動に事變がどんな影響を及ぼしたかを如實に示してゐる。即ち一九三七年四月―七月の工業用動力の販賣高月平均は約六千一百二十七萬キロワット時であつたが開戦後の九月―十二月の四ヶ月の月平均は一千三百十八萬キロワット時に激減した。それから一九三八年一月から四月迄の月平均は約二千五十九萬キロワット時であつた。

その後は漸次恢復して、一九三八年五月から八月に至る四ヶ月の工業用動力の販賣高は月平均三千八百五十三萬キロワット時を恢復し、それから十二月迄の月平均は四千六百八十萬八千キロワット時を著しく増加した。一九三九年に至つては一—四月の月平均は五千二百五十五萬キロワット時で略ぼ戦前の水準に接近した。一九三九年の後半と一九四〇年の前半は月々の販賣高が略ぼ平均して戦前の水準を凌駕した。一九四〇年六月以後は少しく後退して十一月には四千三百二十二萬四千キロワット時となつた。その理由は後に説明する。一九三九年中の上海に於ける工業用動力の販賣高はこれをバーミンガムの同販賣高に比すれば三%、マンチエスターに比すれば三割、リヴァプールに比すれば七割勝つてゐるといふ事實に徴すれば同年中に於ける上海の復興の著しさが窺はれるであらう。

上海市參事會は通貨の低落及石炭の騰貴等を考慮して電力會社に對して料金の増徴を許可したといふ事實を顧るならば一九三九年の販賣高の増加は殊に著しきものがある。これは如何に上海工業界の恢復が急速で、その範圍が廣いかを物語るものである、この電力會社は米國の會社で、戰爭區域内にあつたにも拘らず全戰爭期間を通じて何の故障もなく需要者に電力の供給を繼續することが出来た。

一九三九年冬戰場が上海から遠ざかつたので電力會社は、日本軍と協定を結び日本軍の勢力範圍に歸した地域にある工場に對して電力を供給することとなつた。一九四〇年に至り、電力需要の増加に鑑み、事變勃發で中止になつてゐた三百萬圓工場擴張計畫を復活した。同社の一九三九年度營業報告には電力需要の増大の外に、



供給區域に著しき變化のあつたことを示してゐる。即ち軍事的及政治的理由から需要の中心地が著しく西方に移動してゐる。

### (へ) 上海工業の新分布

一九三八年の初め上海の工業は地理的に三區域に分れた。即ち支那及外國區域にして直接戦争の害を蒙つたか或は日本軍又は日本の支持を有する支那政府の支配下にある地域、全然戦争の被害を受けて居らぬ外國租界地域、以前の越界路の住宅街がそれだ。外國租界外の日本勢力下にある地域に於ける工業の復興に關する資料は入手困難である。この地域内の情勢に付ては既存工場の日支共同經營を開始し支那人の協力を確保せんとする日本の努力に關聯して、又支那側工場の日本に依る沒收又は單獨經營に關聯して、更に又日本帝國內から工場の上海移轉の増加に關聯して一般的に觸るることとする。租界内の工場に就ては日本の勢力下に歸した地域と自由地域とを問はず資料の蒐集は可能だ。

一九三七年戦禍が上海に及んだ當時外國租界の工場の内大工場の約六割小工場の七割は蘇州河の北にあつた、この地域は飛行機の爆撃や砲彈の雨に見舞はれ、後日本軍の勢力下に入つた。米國電力會社及英國水道會社はこの地域に於て戦争の眞唯中にあつても平日通りに營業を續けた。この外には一九三七年暮に作業を續けてゐた工場はドック工場が一個所と紡績工場が一個所とだけであつた。これに依つて約一千の労働者が失業を免れた。

一九三八年にはこの地域に於ける工業活動は比較的急速に復舊し、作業を開始した大小の工場は約八百三十個所に登り、就業労働者の數も約八萬二千に及んだ。この内約七萬は外國工業會社（日本も含む）一萬二千が支那人小工場の使用労働者であつた。支那人企業で操業してゐるものは僅かでも總て小規模であつた。蘇州河の橋々で行はれる軍の通行人検査は工業活動の恢復を著しく阻碍した。

實際に活動してゐる工業は何かといふと、紡織工場、人絹織物工場、機械製作所、煙草工場等が主で、工業活動の復舊がかく著しきものあるにも拘らず支那人工業家は機械を上海區域に運び戻して操業を開始する意向は持たない、大工場で操業を開始したものとしては紡織工場、ゴム靴工場、アルコール製造所各壹個所に過ぎない、これ等は皆、支那人の經營で支那人企業家に對して日本官憲の定めた條件の下に再開したものである。

### （ト）工場の住宅街進出

一八三九年に共同租界の西部及中央の戰禍を全く免れた地域と越界路との上海工場界に顯著な變化が起つた、即ち以前には全くなかつた住宅街に工場が密集して來た、又從來道のなかつた所に迄工場が建てられるといふ状態であつた。上海市參事會工部局の數字に依るにこの地域に於ける労働者の就職は一九三五年には九萬五千であつたが一九三八年の暮には十五萬五千に増加し、工場數も三千八百七十九個所となつてゐた。内六百七十四は共同租界の外部で戰禍を免れた地域内にあつた。それから五百七十個所は中央部に一千七百五十八は西部に九百四十

は西部越界路地域となつてゐる。

これ等の工場を業別に視るならば纖維工業が九百三個所で首位を占め、次は製紙及印刷の五百七十八、機械及金屬が一千五十七となつてゐるがこれは何れも小規模の家内工業に類したものである。

共同租界及西部越界路の工場の復舊及擴大の傾向は次の事實に依つて窺はれる。一九三八年末迄に綿紡織工場が七個所建設され又は建設中であつた、又人絹工場が一個所建設中それから多數の纖維工場が出来た。又西部地域には新設織物及染色工場が三個所、染色工場が五個所新設された、越界路地域に於ては大規模の織物工場が四個所、小規模の織物及染色工場三個所、それに染色工場が八個所出来た。事變前は纖維工業界に於ては大工場が主であつたが現在新設工場は小規模のものが壓倒的多数である。

復舊工業の内々風變りは製糸工場で事變前は奥地分散の傾向が強かつたが、今は反對で一九三八年暮には上海に（主として西部地域）四十七工場を算した。一九三八年中に新設され既に操業してゐる製糸工場は十三個所で、エナメル工場の新設されたもの十三、製革工場の新設が六十、巻煙草工場が三十以上あつた。事變前は煙草工場は大規模が主であつたが大工場が破壊されて後は小規模工場で操業されてゐる、小工場の衛生状態は寒心すべきものがある。

### (手) 復興の頓折

工場の復舊は一九三八年に始まつて一九三九年中に急速の進歩を遂げ、同年中に工事を終へ生産を開始した大中工場も多數に上つた。然るに一九三九年六月と七月と二回に亘つて元爲替の暴落があり、九月には歐洲戰爭の勃發等の諸因相待つて工業界に暗翳を投じ、工場の新設は著しく減じた。輸入原料品の騰貴、及び原料入手の不安等が加はつて操業の短縮すらも斷行する向が出て來た。

此の如き大きな政治的及經濟的力に依つて上海に幾多の第二義的小規模な新工業が生れ、上海工業界の多面化がもたらされ、今迄上海で生産されなかつた幾多の商品が生産され始めた。工業の日支合辦及上海の主要産業たる纖維工業に於ける戰爭に依る變化と政治的ファクターとの關係等に就て検討を進める前にこれ等小規模の新工業に觸れるのも強ち徒爾ではあるまい。

### （リ）小企業の勃興

一九三七年以來各種の小企業が上海地域に無數に勃興した。その理由としては次の事實が擧げられる。奥地に居つて經營してゐた支那工業家は上海外國租界の安全と自由を望んでその工場をこゝに移した。上海には勞働力の供給が豊富だ、支那各地の流動資金が多量に上海に集まつて來た。上海では輸入原料品の獲得が奥地に比して容易に出来る、非占領地帯は上海の工業製品を引續き需要する、上海の工業製品に對する南洋方面からの需要が増大した、歐洲避難民が上海に新技術をもらした、日本の工業家が軍の需要を充たす爲、又は日本國內に於け

る各種の制限を逃れる爲に上海に集まつて來た、輸入製品の暴騰の結果として代用品の製造が盛んになり、又通貨の暴落は東亞各地に物の買溜を促進した等が主たる原因であつた。以上列擧した事實が他の動因と相待つて上海に無數の小工業の勃興となり上海工業界は未曾有の活氣を呈するに至つた。

上海小工業の性格を理解する爲には、その歴史的配景を觀る必要がある。第一に心得べきことは支那は農業を主とする國であるといふことだ。極近代迄は支那の工業といふものは農家の副業であつた、その主要原料は木材、棉花、繭又は硝工等土地又はその産物である。その工場は住宅か又は仕事場である。それから動力は何が  
といへば人、動物、時には流水である。

都會地で商業資本の集まつてゐる所には特殊の製品又は贅澤品などを生産する進歩した手工業がある。支那工場の前身といへば農家又は村落の小細工場である、開港地及港町等に商業及工業資金の集積に依つてその近邊の手工業が比較的に不經濟となり、近代的機械を使用する大規模の工場の出現に依つて奥地の家内工業は競争に堪へなくなつた。併し支那人はその生來の巧妙な工風力を發揮して昔ながらの習慣を維持した。而して上海の工業生産は即ちこの支那人の特質の所産であつた。

更に歩を進めてこれ等小企業の内容を視ることにしやう、先づ上海の典型的小規模企業界の例を一構（One Block）の家屋に取つて見やう。この構内には百四十個の小家屋があつてその四分之一は細工場で、こゝには六百七十人の支那人が住んでゐる。こゝで食事もすれば宿泊もし遊びもし又十二時間から十四時間交代で仕事もする

又こゝに通勤する労働者もある。この細工場の内八箇所丈けが隣の家との間の仕切を取つて擴げられ十二人以上百人位の職工を使用してゐるので「工場」(factory)と呼ばれてゐる。

この細工場も殆んど總て小型の電氣發動機を備へてゐる、最もまだ手押機械を使用してゐる細工場もないではない、小構内にかく多數の工場や仕事場があり家族が住んでゐるので、如何に注意しても火元は頗る無用心だ構内は暗い、近代的鉛管設備（瓦斯、上下水道等）は全く缺如する、娯樂場や運動場の餘地はない、併しこの構内で絹、人造絹糸等の織物が出来る。玩具が造られ、製本もやれば、工具も製造され、鐵工場もあれば、電氣機具も造れば、木工場もある、第百三十チャイニング街は上海の小規模工業の縮圖である。

### （又）新工業の種類

一九三七年から一九四〇年の四月に小規模工業が自覺まじき發展を遂げその種類も著しく増大した、一九三八年には經濟界も殆んど正常情態を取り戻し、化學工業の發展には特に注目し價するものがあつた。鹽酸、芒硝、リンボン（白色顔料）赤鉛、珪酸鹽曹達、サルファープラク（黒色の染料）、煤染劑、印刷用インキ、膽礬、皓礬等の製造に従事する多數の工場が新設された、その他の新設工場としては、賣藥製造工場、藥品、血清、薄荷油、薄荷腦、石鹼、グリセリン、ステアリン、及植物性油等の製造所、製革の副産物として膠の製造、酸素製造所、フイリツピン輸入木材を原料とする製材業等の工場がある。

日本人經營の工場では壓延工場、自動車及發動機の組立、日本人向家具、運動具が製作される。上海は工作機械、動力印刷、紡績機、捺印機、刷梳機の梳櫛、汽閥、その他壓作容器等の製作に就て漸次重要性を加へて來た。錠前、蝶番、螺旋、釘、ボルト、金網、ヂツパー（靴、靴、シャツ、チヨツキ等に附ける百足形の金具チャック）眞鍮の針金等の工場もあれば、特に最近活氣を帯びて來たものにセルロイドの玩具、ゴム風船、ゴム球、木製及ブリキ製の玩具、玩具の機械、クリスマストリー裝飾品、電球、懐中電燈の電池及電球、魔法瓶、萬年筆、ガラス製品、ゴム紐、支那服既製品、メリヤス、ハンカチーフ、毛糸製品、帽子、人造バター、香味料、混合酒、ピスケット、乾菓子、清涼飲料、糖菓、ソーセイヂ、食パン、シロップ等の製造工業がある。

一九四〇年中に小規模産業は更に他の分野に進出した。上海の舊式の人々には支那工人は精密を要する仕事には不向きされてゐたがこれは全くの誤見であつたことが證明された。壓搾機械、製粉機械、製絲機械等の製造工場が新設され、又小型工場ではアイロン、焔房装置、通風装置、濕潤機、扇風機、電氣時計、發電機、乾電池、電球、ネオンライト、發電所装置、ラジオ部分品等の製作に乗り出した。米國から電話部分品の注文が上海に注がれたがこれは南米へ輸出の目的であつた。或野戦ラジオセット製作者は十萬元の注文を完納したがこれは奥地でギリラ戦に使用するものであつた。

十年前迄はこれ等の商品は輸入するか又は奥地から供給されたものであつた、上海戦中上海の人口は急激に増大し、個人の購買力は僅少だが全市を合すれば莫大な量に上り且つ又海外よりの需要も殖へたので、右に掲げた

如き全く新規の工業の發達が可能となつた譯である。

### （ル）工場の日支合辦

。これ等幾多小規模工業の多くは主として日本軍の需要を充たす目的で設立されたものであるといふことは注目しに價する。蘇州河の北の小工場では日本軍の大砲掃除用の毛布、兵器部分品、卷煙草、鑛泉等を造り又工兵隊用の製材も行つてゐる。此の如くこれ等の製品は元來在支日本軍の需要に應ずるのがその目的であつたが自然又民間市場へも供給されてゐる。

日本官憲は所謂日支協力策に依つて占領地域に於ける經濟の整理統合を意圖し、純粹の小規模工業にはあまり熱意を示さない、これに反し大規模の支那人工場に對する關心は非常なもので、一九三八年の春或日本の工業家は支那側工業家に對し、日本側で工場を復舊施設を行ひその生産利益の五割一分を取る條件で、占領地帯に復歸を熱心に勧告した。又日本軍に於て工場を、支那人所有者に對し何程の利益を分配するかを明示せず、管理する場合も甚だ多い。

支那側大實業家は日本の熱心な勧告にも拘らず戰爭の始めから、彼等は何等困つては居らない、日本側にその工場を賣却する意志はない又日本の統制に服せざるを得ぬ如き共同經營計畫に参加するを好まぬと稱して對日協力に何の關心も示さなかつた。



支那の大實業家は一般に對日協力にはあまり熱意を示さなかつたが、併し一九三八年には日支合辦事業の最も活潑に行はれた年であつた。尤もこの合辦は中型支那工場に限られてゐた、最初經營者は獨立を希望し、操業開始の許可を願出たが種々の故障で彼等は、その所有工場を日本側の實業家に賣るか或は日本側と共同經營するか孰れか一を選ばざるを得ぬことを發見した。かくて一九三八年の大量中型工場の合辦となつた譯である。一九三九年になつて日本官憲は各種の制限を緩和し、又小型工場に對する關心を失つた等の理由で極く小規模の純支那人工場が續々操業を開始した。

### (ヲ) 第三國人の策動

日本の紡績聯合會は支那側大實業家の協力が思ふやうに得られないので、彼等に顧慮せず大規模に支那紡績工場の復舊を斷行し操業を開始した、又支那人を理事に任命して日支共同經營の實を擧げた場合もある、かくて一九三八年七月始め、日本の陸海軍當局は次の意味のステートメントを發表した「在支日本陸海軍は中支那維新政府を支持することに決し、同時に占領地域内に於ける各工場の復舊及避難民救助の必要を痛感した。この目的達成の爲、軍は工場所有者の現状に鑑み主要工場に對し日本の技術と工業的援助を與へる計畫を樹てた。

この共同經營計畫の目的は支那側工場主の負擔を輕減し、共同經營を通して日支共存共榮の實を擧げるにあつて、支那人の財産を破壊し又はその所有者の收入の途を斷つものでは斷じてない。

日支共同經營の場合には適當の技術者を選んで最も公平な條件下に經營の任に當らしむ、然るに支那工場主の内には日支提携を希望しなからず、彼等の所有權が犯されればせぬか、又は重慶政權を懼れて、共同經營を躊躇するものあることも認められる。

第三國人間に虚偽の讓渡又は獲得又は假裝的賣買契約等の手段を弄して不當の利得を占め日支事業者間の交渉を手間取らせるなど惡質の妨礙を行ふ者あるは軍當局の遺憾とする所である、故に軍當局は共同經營を肯んぜざる工場に對しては此の如き取引は全然これを無視し臨時に日本人技術者を任命してその經營に當らしめ出来る丈に速かに生産の開始を期す」云々。

### （ワ） 電力會社及紡績會社の復舊

同時に又一九三八年夏日本官憲は、日本が後援せる中支那電力會社の統制下に於て、上海及上海、杭州、南京を結ぶ三角地帯に於ける支那側電力會社及水道會社をして操業を開始せしむることを得た。上海の主なる電力會社としては開北電氣水道株式會社、華中電力會社、浦東電氣會社、Hsinan's Hua 電氣會社等である。中支那振興會社總裁兒玉謙次氏の言に依るにこれ等電力會社の一九四〇年發電量一ヶ月七百三十萬キロワット時これを一九三八年事業開始當時に比すれば二割以上の増加である。かくて上海電力會社（Shanghai Power Company）の配電外に屬する大上海地域に於て工業活動の復活の基礎は出來上つたのである。

此の如く電力會社が一部操業を開始したの下日本の紡績會社は上海の占領地域内に於て生産を増大することが出来た。かくて一九三九年末には日本の紡績工場及日本人經營の支那人所有紡績工場の操業錘數は合計一百四十七萬七千六百三十本で一九三七年六月現在日本側總錘數に比し一割二分五厘の増加であつた。當時上海の日本、支那及英國系紡績會社の操業錘數合計は一九三七年七月の水準に比し八割四分四厘に減じてゐた。

一九四〇年三月には上海の日本紡績界は更に一段の進展を示し日本工場及日本人經營の支那人工場は三十個所その操業錘數は總計一百五十七萬本に達した。これに對し支那人經營の工場數は二十個所錘數合計五十一萬本、英國系は四工場で操業錘數二十六萬六千であつた。又日本系紡績及日本人經營支那系紡績は合計一萬八千八百台、これに對し支那人經營及英國系工場の紡績の數は前者が三千七百台後者が三千六百台であつた。

### (カ) 支那工場の返還

一九四〇年三月汪精衛政權成立に際し新政權は日本人經營の支那工場をその所有者に返還の意志表示を行つたがこの政策を前承する聲明は三月十八日在支日本軍總司令官西尾大將に依つて發表された、西尾大將が新聞に發表したステートメントに依るに「日本軍は新秩序建設の爲にこれに反抗する勢力の打破に努めてゐるが、同時に又無事の民衆の生活の基礎に就てはその破壊の防止に全力を盡して來た。日本軍が鑛山、工場、製作所等を一時保護管理の下に置いた目的もそこにありのである。併し北支那政府も中支那政府も既に確平たる地位を固め、中央政

府も近く設立される運びになつてゐる、故に從來日本の保管してゐたこれ等の支那人財産を支那政府に移管し時期を待つてこれを正當な所有主に返還せしむることに決した。若しその所有者にして日本に對し敵性を維持し又は不在の場合は新政府の管理下に置かれるであらう。これに依つて支那の工業發達を圖り、又日支協力の増進に寄與せんとするものである」。

猶ほこの附屬文書に依ると、二十七種の工業に屬する工場九十四個所が、中支那で陸軍の手に保管されてゐる。北支那の陸軍管理の工場を合算すると日本軍管理工場總數は二百四個所となる。その内既に元の所有主に返還されたものもあるこのことだ。その後これ等支那人財産の返還手続きは日本軍から北支那及中支那政府へ移管されたこのことである。移管された工場は次に新設中央政府の手に移される。新中央政府は正當な所有者の返還願出を待つてこれを交附する。

所有者から工場返還願が提出された時は支那政府役員、日本政府役員、日本軍、工場主、及工場經營の任に當つてゐる日本人から成る委員會に於て工場の價值を考究する、この委員會は交渉の基礎として、戰爭に依つて蒙つた工場の損害高、この工場に對する日本の投資額等が考究される。

軍事的價值のある工場は軍に於て管理する、返還を受けた工場は日支協力を眞に體した日支人支配人に依つて經營される。第三國の資本が這入つてゐる工場に就ては、共同經營、買收、租借、又は返還等その場合に應じて決定する、併し日本との共同經營を回避する目的で第三國人に賣却せんとする場合は支那官憲に於てその賣却を

禁止する、所有主への返還は漸を追つて行はれる、敵性又は不在所有者の場合は新政府に移管される、併し日本の投資した資金は確保される。

### (三) 南京政府の工場返還細目

以上西尾大將のステートメントの言句から察するに日本軍の管理工場は直接舊工場主に返還されるのではなくて新政府に移管して新政府をしてこれを處理せしむるにある。而してこの移管は日本軍の管理下にある支那工場に限り日本關係者の經營工場には及ばない、例へば中支那振興會社及び仔會社の經營してゐる工場には觸れない、故に上海の日本軍占領地域に於ける支那人企業家がこの聲明に刺戟されて大いにその活動を増大するといふことがないとしても何等驚くに足らない。一九四〇年四月十一日、英國商業會議所會頭サー、ロバート、ニルグーマー、トシヤルは日本の聲明はまだ充分に實現してゐないことを指摘して、返還の至急に遂行せられむことを希望した。ところが一九四〇年四月十七日のノース、チャイナ、ヘラルド紙に載つてゐる、

工場返還に関する汪精衛政府の計畫の詳細は一九四〇年五月十五日の南京政府商工部長の聲明に表示されてゐる。この聲明に依るに舊所有者の返還請求書は所有權を證する書類その他の重要書類を附けて八月十四日迄に提出を要す、期日迄に請求なき場合は工場は南京政府に於てこれを管理經營する、返還を受けた工場は一ヶ月以内に操業を開始せねばならぬ、然らざれば政府に於てその經營を引取る、返還された工場は舊所有者が自身これを

經營するか或は又平等互惠の精神に基いて日本人と共同經營に當る。共同經營に就て日本官憲との契約は總て南京政府に於てこれを承認する。

且つ又返還前に締結された日本人との契約に不公平の個所のある場合は政府に具申して訂正して貰ふことも出来る、若し又工場主が外國資本を導入せんとする場合には政府の許可を必要とする。返還前に日本の手に依つて行はれた工場の修理、改良、擴張等は權威者に依つて評價された價額で所有者よりこれを辨償する。

南京政府の工場返還委員會は五月十六日に成立した、併し同委員會は殆んど何も仕事をしてゐない、七月十七日在上海日本軍當局は、軍の管理下にある工場の調整に關する交渉の開始に就き再び聲明を發表し、紡績工場舊所有者會議は七月二十四日に、その他の工場主會議は七月三十日に開催のことに決定した、この聲明は上海地域に於ける陸軍の管理下にある工場の調整委員會の名に於て發表されたが支那工場主は日本人代表に依る間接交渉にはあまり氣乗薄であつた。

一方南京政府は名目上この漫然たる交渉の司宰者であつたが、工場返還は一九四〇年の秋中には何等實質的進捗は示さなかつた。商工部上海支部の勧誘があつたにも拘らず支那工場主は非妥協的態度を堅持して譲らなかつた爲上海の日本軍占領地域及中支那に於ける大工場は引續き日本軍の管理下に置かれるものと思はれる、唯だ小型工場のみが活潑な操業を繼續してゐる。

## (夕) 支那工場主の猜疑

汪精衛の機關紙セントラル・チャイナ・デイリー・ニュース紙は十一月初旬に、約十工場が日本管理人の手から正當の所有者に返還されたを發表した、工場返還取扱を完成する目的で日本軍に於ては特別の委員會を組織し、返還工場の調査及評價を行はしむることにした。併しこの交渉中には重要工場は含まれてゐなかつた。十工場が舊所有者に對する返還を了したとしてもそれは七ヶ月前日本軍の管理下にあつた全工場の約一割に過ぎない、大型工場の日支合辦は大體に於て成功しなかつた。單純返還すらも支那人所有主の猜疑心から順調には進捗しなかつた。

日本軍占領地域に於ける工場の所有權及經營條件等は政治的埋由から決定さるゝ場合が多い又中支那最大の工業たる紡績業に對する原料の供給及製品の輸出等も政治的影響を受ける所頗る大なるものがあつた。

## (レ) 上海の製糸業

一九三七年支那事變勃發に至る迄永年支那の製絲工場は主として地方の都市に散在した。上海にあつた工場は戰爭で殆んど全滅の厄に遭つた。併し一九三八年末には上海の西部地域に製絲工場が四十五個所出來た一九三九年中に更に増加して四十九工場となつた、處が同年暮から一九四〇年春にかけて繭の供給が頗る窮乏となり操業

を繼續し得るものは僅かにその一割に過ぎぬ状態に立至つた、それから一九四〇年四月にはそれが僅かに十四個所に減じ而かもそれが部分的作業であつた。この情勢に鑑み工場主の内には機械を取り外して他に移轉するものが續出した。

一九三八年には支那生糸は外國市場で頗る高價に賣れた、従つて製絲家の利益は莫大で、忽ち工場設備費を回収してしまつた。一九三九年前半期を通して好景氣が續いたがその後經營は漸次困難を加へて來た。

中支那振興會社の仔會社たる華中蠶絲株式會社の蠶絲業獨占的活動の強化と日本内地の製絲業保護に立脚した日本の對上海生糸政策の影響で上海の製絲業は頗る苦境に立つた。而して一九四〇年の後半に至つてはこの兩動因の矛盾は表面化して來た。華中蠶絲會社といふのは一九三八年夏に設立された日本の會社でその目的は中支那に於ける支那製絲工場の接收及その經營及南京政府との協力であつた、最初南京政府の活動は繭の生産及配給に限られてゐた。

この目的遂行は一九三八、三九年の好況時代に於ては浙江及江蘇等の支那人の製絲業に何等大きな影響は與へなかつた、併し一九三九年六月に入つては、上海の製絲工場は中支那の日本人占領地域からの繭の購入は困難となり、又非占領地域から輸入せんすれば、ゲリラ隊に税を拂つた上に占領地域を通過する際再び課税される、一九三九年六月末日本軍部は非占領地域からの繭の輸入制限を強化した爲に上海の支那製絲工場は營業繼續が愈々困難となつた。



## (リ) 華 中 蠶 糸

上海の支那製絲工場の衰頽は華中蠶絲の盛大を意味する、無錫、蘇州、杭州、その他の大製絲工場は漸次華中蠶絲に吸収され、同社工場はその原料繭を公定値段で購入出来た。華中蠶絲の獨占的活動は自然養蠶家の不満と舊工場主の反感を買った。上海の製絲業者は華中に對抗する目的で、非占領地域に於ける支那官憲の諒解と協力を得て必要な繭を陸路及海路非占領地帯から輸入した、重慶政權のこの好意に對して上海製絲業者はその製品の輸出に依つて得た外貨を上海の重慶政府銀行に預入する約束であつた。然るに一九四〇年春に至つて日本軍の沿岸封鎖は愈々嚴重となり、浙江省の戰鬪、ゲリラ隊の活動激化等で上海背後に於ける取引は杜絶してしまつた。

この間南京政府は華中蠶絲に中支那占領地域内に於ける繭の獨占的購買權を賦與し、且つ虹口の蠶絲検査所が日本人の手中に歸した爲め繭の外國租界への移入は阻礙される結果となつた、かくて一九四〇年夏には華中蠶絲は十九工場を經營し、その釜數は六千二百七十六、年産二萬五千俵の能力を擁した。最初この輸出は三井物産の獨占であつたが後六社が指定されてその輸出業務を扱ふことになつた。

一九四〇年四月中支那振興會社總裁兒玉謙次氏は、華中蠶絲は南京政府の許可を得て既に十八工場を經營してゐるが追てこれを五十三工場に増加する豫定であるを發表した。華中蠶糸は生絲の増産を圖る爲に浙江省及江蘇

省の農民に對し一農單位に就き六千元の貸付を行ひ、桑葉一擔に付五圓の前拂を行つた。又會社のいふ處に依れば一九四〇年に蠶種の供給額は一九三九年に比して三割増加した、同社は一九三九年一億圓の利益を擧げ一割の利益配當を行つてゐる。

（ツ）一生糸輸出港としての上海

この間上海は常に上海及中支那各地に於ける支那人、日本人及中日合辦製絲工場で生産された生糸の中心輸出港であつた、次に一九三六―四〇年度に同港から輸出した白色機械繰生糸の數量を示す。上海から輸出する生糸としてはこの白色機械繰糸が最も重要銘柄である

白色機械繰生糸の上海輸出額

年	總量	米國向	英佛國向
一九三六	一、八〇二、八一五	九二九、六三二	七六九、三七四
一九三七	一、九三七、二七一	一、一二三、五九八	六七三、六六〇
一九三八	八六六、九八六	三三六、一六六	三六三、一〇九
一九三九	二、五二七、五六三	一、八〇〇、七八八	六〇四、六〇二
一九四〇	二、五二二、八二〇	二、一四六、七二九	三〇六、一二七

一九三九年の輸出増進は支那の國內需要の減退、及英米兩國に於ける需要増加に起因する、米英の需要は一九三八、九兩年を通して旺盛で歐洲大戰勃發後は新高値に躍進した。

一九四〇年に入つて米國の生糸需要は減退し、同年春相場は激落したがこの激落は上海市場には日本に於ける如くしかく痛切には響かなかつた。上海から米國向輸出は漸次増大した。併し一九四〇年夏には華中蠶絲は全く日本財閥の統制下に入り、その政策は全然東京で決定されるやうになつた。同年九月に入つて日本官憲は米國向生糸の奧地から上海への移出を禁止した。この禁止は日本糸の工場のみならず外國工場の製品にも一樣に適用された。

華中蠶絲は一九四〇年には一割の配當を行ひ、又絹織物業に進出を申請中であつたが、同社の年次營業報告中には中支那に改良蚕種の配布は困難の旨述べてゐる、それから十二月には各製絲工場も二割乃至五割の操業短縮を命ぜられた、要するに相場引上の目的に副ふ爲に各工場もその生産を制限することになつたのである。一九四〇年十二月には上海地域内に於ては支那製絲工場は何れも操業短縮を行ひ一つとして全能力で操業してゐるものはなかつた。又生糸の賣買に従事する者は日本人ばかりであつた。一九四一年一月に至つて日本官憲は華中蚕絲會社に屬する全製絲工場に休業を命じた。

## (ネ) 綿

## 業

一九四〇年後半には紡績工場も亦種々の事情で操業短縮を執行した、その前は上海の紡績業は稀有の繁榮を樂

んだ、紡績は上海最大重要産業で、その錘数は支那全部の過半數を占めてゐる。これを日本錘數に比すれば總錘數の三割五分、米國の總錘數の一割に比敵する、前にも述べた通り上海の大型紡績工場は日本側支那側とも各三十個所の大部分が戦争の爲破壊され、操業不能に陥り又は損害を受けた、日本官憲の調査に依ればその損害は次の通りである。

支那側		工場數		錘數		織機台數	
全	減	二		五九、四〇〇		一二八	
大	破	四		二一九、七〇〇		一、八三四	
小	破	一三		四四九、四〇〇		五、〇九三	
完	全	一一		三八五、九〇〇		一、七〇〇	
日本側							
全	減	二		五〇、七〇〇		七三八	
大	破	七		三四九、九〇〇		五、三三七	
小	破	五		四〇九、一〇〇		五、九九八	
完	全	一六		五五三、四〇〇		五、二二二	

一九三七年秋から冬にかけて前に説明した通り紡績業は相當活氣を呈したがそれはこゝに集まつてゐた綿花を

利用してこの地方の需要に應ずる爲であつた、一九三八年春になると引續く法幣の下落が輸入品の暴騰及上海労働者の實質賃銀の低下を來たし上海の綿工業に大きな刺激となつた、而してこの傾向は一九三八、三九、四〇年迄繼續した。上海に於けるこの傾向に反對に日本内地に於ては外國からの原料品に對する輸入の制限及製品の輸出制限は愈々強化された爲に上海にある綿業會社の重要性は愈々加はり、生産は益々活氣を呈し一九三九年夏から四〇年夏にかけて各社は全能力操業を行つたがこゝに至つて思はずも政治上の理由で形勢は一變した。

一九三六年には原料棉花の大部分は國內産であつた、一九三七年以後は政治的、經濟的及軍事的理由から上海紡績業は國內原料から孤立し、主として國外から原料の供給を受けることを餘議なくされ、一九三六年中の上海の外國棉花輸入額は二十八萬七千四百四十キントル（一〇〇疋）それから復興第一年の一九三八年が十四萬六千八百五十五キントルであつたが一九三九年には俄然二百十三萬八千二十六キントルに上つた。此の如く棉花の輸入が激増した爲、その他の理由も伴つて、一九三九年六、七月英支通貨安定委員會も遂に法幣の低落を許すこゝになつた。かく一九三九年秋から一九四〇年にかけて輸入棉花の原價が昂騰したに拘らず輸入は増加の一途を辿り、一九四〇年一月から七月迄に百三十一萬四千七百十二キントルに上つた。

かくて棉花及綿絲の投機を目的とする買溜めが始まつた。投機に基く法外の需要は更に法幣の維持を困難に導き一九四〇年五月二日法幣は新安値に落込んだ。法幣の激落は更に投機を激化したがこゝに至つて一大變化が起つた。獨逸の低地國電撃占領に依つて磅が暴落し、その爲法幣が急騰した、投機的に買溜してあつた棉花は市場

に出廻りはり始め、一方又綿糸の投機的需要は熄み今迄の綿業界の好況も下火となった。

### （上） 上海綿製品の南洋進出

復興上海の初期に於ては綿製品は主として非占領地帯へ輸出された。上海の紡績工場が異狀の活氣を呈したのは西南非占領地帯への輸出増加の爲であつたが、この間奥地の紡績工場はその生産を急速に増大したが併し今日猶被服原料の大部分の供給を上海に仰ぐ状況にある。一九四〇年春以來奥地への輸出は漸減歩調を辿つてゐるが一方日本軍占領地帯への輸出は著しく増加し、更に又歐洲製品が南洋から退却した後には代つて上海綿製品が進出した。

上海の對印度、ビルマ、セイロン、台灣、佛領印度支那、香港、蘭印、フィリッピン諸島、海峽極民地、馬來諸州及泰國向け總輸出額の内綿製品の輸出は次の如く急激な増加を示してゐる。

年	上海綿布輸出額	總輸出額	對南洋輸出
一九三六	一九三七	一八、七七〇、五五七元	七、〇〇三、八六九元
一九三七	一九三八	一六、四六八、八六七〃	八、一三五、九六五〃
一九三八		二〇、一五七、七〇六〃	一六、五四三、〇一四〃

一九三九	五五、五三四、九七一〃	三七、〇三四、九六七〃
一九四〇	一一二、〇二二、七〇五〃	一〇〇、八三三、七〇四〃

この間法幣の低落があつたから金額の増加は正確に數量の増加を表はすものではないが兎も角これに依つて上海の綿業が異數の利益を擧げ、總輸出額中にその占むる割合は斷然増大したことは事實だ。

南洋各地に對する上海綿糸の輸出情況はこれを量的に視るも次の如き著しき増加を示してゐる。

年	總輸出	對南洋
一九三六	七四、八五〇キントル	四六、〇二九キントル
一九三七	三三、三三〇〃	三〇、六〇六〃
一九三八	一二八、九四七〃	一一六、〇〇二〃
一九三九	一一六、〇〇二〃	一一一、四八四八〃
一九四〇	一三四、三三三〃	一二七、九一七〃

綿製靴下の輸出に於ても著しき増加の跡が窺はれる、即ち左の如し。

綿製靴下輸出額	數量	金額
---------	----	----

一九三七 四七〇、九八五打

四六八、七六九元

一九三八 四八一、二五一打

六五二、一九〇元

一九三九 一、七二九、四三〇打

三、一五四、六七九元

一九四〇 二、七六三、九四三打

一一、〇八一、七五七元

支都事變が更に日英又は日米戦争に迄發展するならば、上海と英領諸地域との交通路は切斷され、現在上海貿易の六割五分を占めるこれ等各地への輸出は杜絶するであらう。

### （ラ） 法幣の動搖と棉業の凋落

一九四〇年五月二日に法幣が暴落し、その後急激に恢復した爲にこれが綿業に著しき影響を與へたことは既に述べた。法幣相場の大巾動搖に依つて巨額の商品のストック殊に綿製品が市場に放出され旺んな投機的賣買を呼んだ。一九四〇年六月中旬には産業不振で紡績會社の棉花手持は四十萬俵に達した、一俵は四百封度、これは年初上海に手持されてあつた綿糸に更に十五萬俵を加へたものに相當する、故に支那奧地（占領地非占領地何れにても）の需要が急に増大するか又は法幣相場が一段の低落を演ずるに非ざれば綿糸布の手持一掃は困難となり綿業の好況は終を告げたかに見えた。

樂觀的希望は總て裏切られ、奧地からの新規注文は來らず、法幣は安定し、些少ながら強含み傾向を示した。



上海の股賑も下り坂を辿り始めその上に政治的悪材料が追加された。即ち日本軍は海陸兩方面の封鎖を愈々緊密化し、專賣、産業組合等の手段に依つて日本紙幣に價值を與へる爲に取引の統制を強化した。

#### (ム) 日本側紡績工場の打撃激甚

日本軍の政策強化の衝撃を最も痛切に感じたのは日本側紡績工場であつた。一九四〇年七月下旬日本側工場は二割の操業短縮を行つた、九月にはこれを更に五割に増加し又十月には八割の操業短縮行を考慮するに至つた。十一月に至つてビルマルトに依る輸入の需要が起り英國系及支那系工場は多少活氣を復活したが日本側工場は相變らず五割操短を繼續した。

この間支那側工場は時には二割乃至三割の操短を表明しつゝも多くは能力一杯の操業を續けた。英國系工場では七月は三割乃至三割五分十月が五割乃至五割五分の操短を行つたが十一月は少しく恢復して四割弱の操短であつた。上海紡績工業界景氣の消長を消費原料の方面から眺めるに次の通りである。

#### 綿 花 消 費 高

一九四〇年五月

九八、〇〇〇俵

〳六月

八五、〇〇〇〳

〳七月

七七、〇〇〇〳

〃八月

七三、〇〇〇〃

〃九月

六八、〇〇〇〃

又上海紡績會社の電力消費量の増減も亦景氣の消長を徵證するものであるが電力消費量は一九四〇年五月から九月の間に二割五分以上は減つてゐない。操業短縮の見積額は政略的に多少誇張されてゐることは疑ない。

各工場もその狙い處を異にした、例へば日本の工場は外觀上日本官憲の意志に副ふことに努めたが英國系工場に至つては日本官憲の差別待遇の誇大表示に努むれば支那側工場は棉花及綿糸の密輸を掩蔽せんが爲にその苦境を殊更に吹聴する傾きがあつた。それは一方に於ては又職工の賃銀値上げ要求を封する効果もあつた。

### （ウ） 經濟封鎖と日本紡績工場の生産制限

紡績工場の操業短縮は實は評判程ではなかつたとしても上海纖維工業界に凋落の時は來たのだ。一九四〇年夏日本官憲はその政策たる非占領地帯の經濟封鎖兵糧攻及中支那に於ける日本紙幣の維持強化の爲に日本側紡績工場の犠牲を決定した。日本の經濟封鎖政策は漸を追つて行はれたもので先づ上海から非占領地帯への物資の流出を塞止めから始まつて次は非占領地帯から上海への流入遮断を斷行した。併しこの經濟封鎖はあまり効果はなかつた。そこでさうしても經濟交流の根源を突かねばならぬといふことになつたのである。

支那の紡績錘數の約半分は上海にあるので上海が注視の的となり一九四〇年九月日本軍は必要の場合には日本

紡績工場全部の操業中止を命ずることに決した、生産を制限し、生産品の供給は圓域内に限定された、非占領地帯への供給は禁せられ又ゲリラ隊の手を通してこれ等地帯への流出を喰止める手段も講ぜられた。

この政策に對して在上海日本紡績會社から抗議が出た、大日本紡績會社、鐘ヶ淵、東洋紡等もこれに聲援を與へた。興亞院を通して交渉の結果妥協が成立し十一月下旬日本紡績聯合會は、賣残り綿花のストックが多額に上つてゐるこの理由を附して生産制限を聲明した。奥地の需要は尠く輸出は極く少量であつた。

#### (中) 産業恢復期に於ける紡績會社の収益

輸出を獎勵すれば外國爲替の獲得も出来る筈だが日本軍當局はこの豫想に反して輸出に制限を加へた。軍當局の第一の目標は軍票の維持にあつた、在上海日本紡績工場は原料として輸入棉花を使用する、棉花その他の外國輸入は軍票に不必要な負擔を課するものであるといふのが軍の持論である。上海の棉花輸入高を視るこ

一九四〇年 四月	三五七、三七〇キントル
〃 六月	二九六、二六七〃
〃 七月	三〇四、一六〇〃
〃 九月	一七一、四六九〃
〃 十一月	五〇、〇〇二〃

これに對し軍票の爲替價值は次の如くであつた。

一九四〇年 一月	軍票一・二八に就き法幣	一・〇〇元
〃 六月	〃 一・〇〇〃	一・二五〃
〃 九月	〃 一・〇〇〃	一・五〇〃
〃 十一月	〃 一・〇〇圓	一・七〇〃

棉花の輸入減と軍票の騰貴とは偶然の一致でこれを額面通りに受取る譯には行かない、棉花の輸入減は以前に買溜めがしてあつた爲である、軍票の騰貴は上海の商工業の犠牲に依るものである。犠牲者の内には日本人もあることは勿論である、又それが爲支那奥地住民も尠からぬ迷惑を蒙つたことも事實だ。

### （ノ） 紡績會社の収益と株價

上海の産業恢復が工業會社特に紡績會社を潤はした程度は一九三九年及四〇年の各社の營業報告に示されてある、この報告には一九四〇年後半に於ける政治的情勢の進展の影響は含まれてゐない。唯だその前の好況時代の情況のみが示されてゐる。例へは上海紡織株式會社の一九三九年四月末決算報告に三百十八萬九千六百六元七一といふ同社始まつて以來の純益を計上し、一九三九年十月決算に於ては五百六十一萬三千六百五十五元四三の純益を擧げ、次に一九四〇年四月末決算には八百七十五萬三千六百二十八元七五の記録を作り同年十月末決算に於て

は更に一千三百四十三萬六千四百六十九圓と飛躍的增加を示した。

この會社の五十元拂込株式は、上海戦前は百十七元の相場であつたが、開戦後は九十五元に低落した、併し一九三九年十一月には百七十三元に昂騰した、それから一九四〇年五月上旬には二百四十四圓と暴騰したが下旬には二百元と反落し更に十一月には百五十七元五〇に頓落した。

日本内地の紡績株の足取りを見るに右きは全く正反對で日本紡績株式指數一九三七年六月を一〇〇とすれば一九三七年の平均指數は九一で一九三八年が八一、一九三九年四月が七四それから一九四〇年四月が一〇五となつてゐる、これに依つて視るも日本國內紡績會社は上海紡績會社と同程度の繁榮を経験しなかつたことが窺はれる。在支日本紡績會社株の東京市場相場は一九三九年及四〇年を通じて日本國內紡績會社株よりも概して高價であつた、これは當時在支紡績會社に對しては政府の統制もなく税も軽く勞賃も低廉であつた爲である、而して軍も當業者も大坂にある太番手紡績工場の占領地移轉を奨勵し始めた。

怡和紡績會社 (Yew Cotton Mills) のいふのは上海にある英國系最大の紡績會社だが同社の収益は一九三六年が一、〇二二、二五三元、一九三七年が二、七一一、九一七元、一九三八年が六、一八〇、六一三元、それから一九三九年が一〇、九八三、二七八元といふ未曾有の収益を擧げてゐる。これはその拂込資本金に對し一〇〇パーセント以上である。而して同社の五兩拂込の株に對する五元の配當は七割五分に相當する。

この株式は一九四〇年の春には四十五元で取引されたがこの市價に對しても一割一分餘である、この株價の變

動を見るに一九三七年七月が十七元五〇、一九三八年六月が少しく低下して十五元五〇、一九三九年七月には十八元五〇に戻した、それから一九四〇年春には急騰して約四十五元となつたが六月には四十元と少しく引緩んだ。一九四〇年後半の収益はその前半には比すべくもないがそれでも十一月には一九三九年を凌駕する模様であつた。

**Pung's Mill** 紡織は印度のタタ財閥が英國の法律に依つて設立した會社だが同社も亦莫大の収益を報告してゐる、即ち一九三八年が四、六一三、八九三元、一九三九年が六、〇〇三、五九九元六〇の収益を擧げた、而してその配當は一九三八年が一株に對して二元五〇の普通配當の外に特別配當として二元五〇外に五元拂込株式一株が増配された、それから一九三九年には一株に對し五元の普通配當の外に五元の特別配當が行はれた。

**Zoong Sing** 紡績會社も亦タタ財閥の事業だが、同社は一九三八年には一七〇、三七五元四八、一九三九年には一躍二、〇三〇、四六三元九四更に又一九四〇年六月には四、八二五、九一二元五〇の純益を擧げてゐる。

これは紡績會社ではないが上海で一流の大會社だから序に擧げる、上海土地投資會社（*Shanghai Land Investment Company* 上海市長傅宗耀は同社の理事であつた）は一九三九年には一、〇二九、五七八元といふ空前の大利益を擧げた、これは拂込金に對じて五割六分半に相當する、その前の収益を見るに一九三六年が三五、九三三元、一九三七年が四九、八八一元、一九三八年が二三〇、三八二と逐年増加を示した。この會社の投資額の約三分一は工場投資であつた。而して同社の五兩拂込株價は一九三八年が七元八二であつたが一九三九年には十四元六九に騰貴した。

## (才) 上海工業界の三年半

一九三七年七月から一九四〇年秋に至る三ヶ年半に上海工業界は種々の段階を経過した、即ち一九三七年八月十三日事變勃發前迄は上海工業界は好景氣に見舞はれたが尋いで楊子江沿岸地方及上海に於ける戦争で工場的大部分は破壊され、大方の産業活動は止まつてしまつた。然るに一九三八年に入るに復興は目覺ましいものがあつた。日本軍占領地帯に於ける軍事的及政治的諸制限の爲に一九三八年にはこの地帯から上海外國租界への工場の移轉が大量に行はれた。

かくて上海に於ける工場の地理的分布は一九三八年を一九三六年に比するに著しき相違が見られるのである。戦争の破壊を免れた諸工場の利用増大、一九三八年春から一九三九年にかけて新工場の増築等は工業活動の急速な復舊振を示すものである。

一九四〇年には法幣の低落があり、又九月には歐洲大戰の勃發となり、工場の新設擴張は熄み、工業の活氣は漸落歩調に轉じた、これに依つても判るやうに上海の景氣は單に地方的政治及經濟情勢の變遷に左右されるのみならず全東亞及一般世界の情勢からも影響を受けることの大なるものがある。

上海の企業が近年多面化したこと、占領工場の運営に就て日本當局が支那人の協力を要望せること、上海綿製品の輸出先が漸次變つて來たこと、原料棉花の供給源泉の推移、日本に依る上海奧地に於ける製品工場の獨占的

企圖、一九四〇年日本軍に依る上海の經濟封鎖及中支那に於ける軍票強化政策の影響等は總て右の事情を説明するものである。上海工業の異常の發展は特殊の事情に歸因するものであつたにせよ兎も角も主要諸會社の營業報告に徴するにこの三年半の間に各社とも稀有の利益を收めたことは事實だ。

渾沌たる上海の政情が、上海の圓ブロック編入等の手段に依つて安定を得たとしてもこれに依つて上海工業界の好況が繼續し好収益が引續き擧げ得るか否かは疑問だ、上海が目先自由な支那の經濟的聯繫機能を回復する見込がないとすれば、工業上海の消長は一にかゝつて、上海が日本の統制下にある廣大な東亞の地域内にあつて爲替と貿易との自由なオワシスたる現狀を維持し得るか否か、又南洋各地及米國が上海工業の製品に對して引續き市場を提供し得るや否や、更に又上海工業に原料品を供給し得るや否やにある。上海工業は一九三七年から一九四〇年秋にかけてその將來は政治的變化に依つて決する情勢の許に置かれてあつた、而してこの變化は突如として上海の附近に於て或は遠方に於て起る可能性が甚だ多い。

（小野 秀 太郎）



康德十年四月二十五日印刷  
康德十年四月二十八日發行

非賣品

新京特別市大同廣場

發行人 滿洲中央銀行調查課

(代表・梅震)

新京特別市大同廣場

編輯人 滿洲中央銀行調查課

(代表・窪田正直)

新京特別市興安大路三〇二號

印刷人 羽田三省

新京特別市興安大路三〇二號

印刷所 三共商事印刷部

新京特別市大同廣場

發行所 滿洲中央銀行調查課

136.